

平成25年12月第4回八街市議会定例会会議録（第2号）

.....

1. 開議 平成25年12月4日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 山 口 孝 弘
- 10番 小 高 良 則
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 川 上 雄 次
- 22番 林 修 三

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | | |
|---|-----|---|---------|
| 市 | | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 | 小 澤 誠 一 |
| 教 | 育 | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 | 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第2号)

平成25年12月4日(水) 午前10時開議

- 日程第1 議案の上程
議案第11号
提案理由の説明
- 日程第2 一般質問

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、12月3日までに受理した陳情1件については、その写しを配付しておきました。次に、来年1月開催予定の八街っ子夢議会の勉強のため、市内の小中学生及び高校生が今日から3日間、議会を傍聴しますので、ご了承願います。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第11号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日追加提案いたしました議案第11号は、八街市営運動場の設置及び管理に関する条例及び八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、議案第2号と同様、消費税法が改正され、平成26年4月1日より税率の引き上げに伴い、消費税等分を考慮して定められている市営運動場使用料及びスポーツプラザ使用料について検討した結果、料金改定をする必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（林 修三君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いいたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり会派持ち時間制で行います。

次に、傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。

順次質問を許します。

最初に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、今議会のトップバッターとして質問させていただきたいと思います。

市長の政治姿勢と教育・青少年施策の2点にわたって質問いたします。

1点目に、市長の政治姿勢についてです。長引く不況等で労働者の平均年収は、1997年をピークに下がり続け、15年間で約70万円も下落し、377万円です。デフレ不況打

開のためにも賃上げは待たなしの課題ですが、安倍自公政権は、世界で一番企業が活動しやすい国を掲げて、派遣労働の無制限の拡大、解雇の自由化、サービス残業の合法化など、不安定雇用と長時間労働を一層ひどくする賃下げ政策を進めようとしています。賃下げの一方、物価を2年で2パーセント上昇させるアベノミクスの方針により、本市の学校耐震化工事についても、建材価格などの上昇で予定価格では採算が取れないとして、入札が不調に終わるなどの影響が出ています。

その上、さらに来年4月から消費税を8パーセントに引き上げる予定ですが、静岡大学名誉教授は、物価上昇と消費税8パーセントへの増税が重なった場合、平均家庭で年額18万8千円、月額1万5千700円の負担が増えると試算される方もあります。消費税増税は、市民負担を増やすとともに、自治体運営にも大きな影響を及ぼしています。本市の市税収額は、平成24年度決算において、過去5年間で最低額となりました。賃金や年金収入が減るもとの、税などを払いたくても払えず、差し押さえを受けて苦しむ世帯が増えています。

国の悪政によって市民の暮らしが脅かされるもとの、地方自治体は地方自治法第2条の精神にのっとり、今こそ、住民の福祉の増進を図るための防波堤の役割を果たすときです。日本共産党は、来年度の予算編成にあたって、安心して暮らせるまちづくりを、福祉や教育を充実し市民生活を守る取り組みなどを求める要望書を市長に提出いたしました。

そこでまず、来年度予算編成について伺います。

新年度予算においては、消費税8パーセントでの市政運営となり、水道料金や下水道使用料などに消費税増税分の上乗せが予定されており、市民の担税力はさらに低くなります。市民の生活実態を調査し、市民に寄り添う市政を求めるが、いかがか。

財源確保については、平成26年度の予算規模及び重点施策予算の総額はどのくらいか。

また、その財源については、市民負担を増やすべきではないと思うが、どのように確保するのか。

さらに、地方交付税については、住民サービス確保ができる予算を国に求めているか、どうか。

教育予算の確保については、一律カットを見直し、削減してきた教育振興費・備品購入費の増額などの予算措置を求めるが、いかがか。

2点目に、地域経済活性化についてです。

7日から始まるTPP交渉の閣僚会合では、例外なき関税撤廃が狙われています。昨日、TPP決議の実現を求める国民会議が、東京日比谷野外音楽堂で開催されました。万歳章JA全中会長は、農産物重要5項目や国民皆保険制度などの聖域が守れないときはTPPからの脱退も辞さないとした自民党や国会の決議を守らなければならないと挨拶しました。国民生活のあらゆる分野に多大な犠牲をもたらすTPPは、交渉内容を国民に秘密にして進めるため、国民が知らないうちに生活が破壊されます。日本の経済主権を放棄し、アメリカに日本を丸ごと売り渡す亡国の協定である秘密交渉と、公約違反のTPP交渉から即時撤退をすべきと思いますが、TPP参加による市民への影響をどのように考えているのか、伺います。

次に、市民の暮らしや営業を守るために、地域経済をどう発展させるかというビジョンづくりが必要です。市民と市が協働して、経済発展のビジョンづくりを進める仕組みを作るよう求めるが、いかがか。

3点目に、秘密保護法案についてです。

秘密保護法案は、政府によって特定秘密が決められ、公務員や民間業者が情報を漏らした場合、最高懲役10年以下という重い刑罰で国民を監視し、取り締まる弾圧立法です。さらに、国民の目や耳や口をふさいで国民の批判を封じ込め、集团的自衛権の行使を容認して、日本をアメリカとともに海外で戦争する国に作り替えようとしています。基本的人権、国民主権、平和主義という日本国憲法の基本原理を根底から覆す秘密保護法案に反対する国民多数の声を無視して、安倍内閣と自民、公明、みんなの党は26日の衆院本会議で強行し、現在参院で審議中です。

連日、国会前で秘密保護法案反対のデモ活動が行われています。このデモ活動をテロ行為とブログで批判した自民党の石破茂幹事長の発言に対し、秘密保護法案が市民のデモもテロ扱いする弾圧立法の本質を示すものとして、国民の間に怒りと不安が広がっています。衆院で修正合意した党も含め、野党7党が2日に会談し、石破氏の暴言に抗議し、秘密保護法案の慎重審議を要求することで一致しました。

国連人権高等弁務官も法制化を急ぐべきではないと強い懸念を示すなど、秘密保護法案に対し海外からも懸念が広がっています。本市においても、何で秘密保護法案を作るのか。あんなひどいものは要らない。議員はもっと反対しなければだめだと、市民から怒りの声が上がっています。当然です。この法案は市民生活にどう影響するのか、伺います。

大きな2点目に、青少年施策の1点目の不登校対策の充実についてです。

まず、不登校をなくす取り組みについてですが、勉強がよくわかるようにする取り組みなど、学校現場や教育委員会の懸命な努力によって中学校では不登校が減りつつあります。しかし、先生方の健康は保てるのか大変心配です。教職員を増員してこそ、さらなる改善が見込まれます。

文科省は、2014年度から2020年度の7年間で教職員3万5千人を加配し、少人数学級・指導の推進に1万4千000人など増員をする予定ですが、八街市において、教員の配置増をどのように要望しているのか、伺います。

また、不登校は中学校では減る傾向ですが、小学校は増える傾向となっています。小学校に適応教室を設置すれば、休みがちな児童が通学しやすくなると思うが、どうか。

次に、家庭訪問専門員については、2名に増員され効果が上がっていますが、いつも家庭訪問専門員を設置して早期に対応できるよう求めるが、いかがか。

最後に、相談窓口の一本化についてです。平成22年7月に内閣府が実施した若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）によると、3割強が10代のうちにひきこもりの状態になっていました。また、30代でひきこもりを始めた人は23.7パーセント。職場になじめなかった、就職活動がうまくいかなかったなど、仕事や就職に関するきっかけ

によってひきこもった人は44.0パーセントです。不登校率が高い状況が続いている八街市において、早期にケースワーカーによる教育問題、青年問題、ひきこもり、仕事確保等の相談に乗れるように、相談体制を一本化して充実すべきと思いますが、いかがか。

以上の質問に明確な答弁、よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、市長の政治姿勢について答弁いたします。

(1) ①、②、③につきましては、関連がありますので、一括して答弁いたします。

平成26年度の当初予算の編成にあたりましては、本市の厳しい財政状況を踏まえて、本年度にも増してさらに厳しい編成を行い、加えて硬直化した財政状況の改善に取り組んでいく必要があると考えております。

特に、第2次基本計画も最終年度となり、仕上げの段階であることに加え、次期計画への引き継ぎや新規に立ち上げる事業に関する基盤を整える年度でもあることから、計画立案の検討を十分行う一方、情勢の変化に的確かつ機動的に対応しながら、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう予算編成に努めてまいりたいと考えております。

現時点におきましては、まだ、新規事業やその他の具体的な内容を踏まえた予算規模をお示しできる段階ではございませんが、生活保護費や障がい福祉費などの民生費関連、子ども医療費助成・各種予防接種費などの健康管理関連、小中学校校舎の改築・耐震補強などの教育施設の防災対策、保育園・学童クラブなどへのAEDの設置等、市民の目線に立った喫緊の課題への対応を反映した予算編成となるよう検討してまいりたいと考えております。

歳出面におきましては、教育予算に限らず、全般にわたり経費の節減合理化の推進や既存の制度・施策の見直しに努めた上で、義務的経費を除き、1件査定を実施し、健全財政の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、歳入面におきましては、まず、根幹をなす市税ですが、税法に定められた基準以上の所得や資産がある方に課されるもので、自主申告・自主納付が原則であり、納付を前提とした相談や調査を随時進めております。滞納している方に対する現状は、納税相談を行い、納税に向けた道筋を相談するとともに、一方で生活状況から滞納処分が難しいと判断した場合は、財産調査をし、裏付を取った上で、法に基づく滞納処分の執行停止手続を取っております。

しかしながら、法に基づく督促、催告に応じない、または、納付するに十分な所得がある滞納者にあつては、財産差し押さえなどの徴収強化も進めなければなりません。税負担の公平性の観点から、制度に沿った方法により滞納整理を促進し、市税収入の確保に努めたいと考えております。

次に、広告事業の一層の活用につきましては、公共施設、ホームページ等の資産を広告媒体として取り組んでおります。

次に、公有財産の売却についてですが、具体的な検討を始めており、関連する経費の計上も考えております。次に、消費税及び地方消費税の引き上げに伴う見直しにつきましては、

水道料金、下水道使用料、その他各種使用料の一部について、行財政改革推進本部で検討した結果、税率引き上げ分を転嫁することといたしました。

なお、地方交付税を始め各種交付金等に関しましては、現在までのところ、来年度予算の情報が、国、県から発信されておられません。その動向について迅速かつ的確、適切な対応を図ってまいります。

これらを踏まえ、予算全般について厳しい財政状況を認識した上で、節減合理化を推進するとともに、最小の経費で最大の効果を上げるため、全職員が今まで以上に創意工夫を発揮することにより、限られた財源を重点的・効果的に配分する施策精選型とし、歳入に見合った規模の通年型予算として編成してまいりたいと考えております。

次に、(2)①ですが、TPP交渉では、農産物などの関税と特許などの知的財産、国有企業のあり方の3分野を、12月に開く閣僚会合の主要議題とする方向になったことが報道されたところで、いずれも米国が自国企業の参入拡大を目指していることから、交渉が難航しているところでございます。

特に、米、麦、牛肉、豚肉といった農産物の重要品目について、極めて高い水準の自由化を求めているとのことでございます。これに対し、日本政府はこれらの受入を拒否しており、今後も聖域が確保できるよう、毅然とした対応をとる方針とされておりますが、TPP交渉に関する政府の情報発信は限定的で、詳細な協議内容等の情報提供は少ない状況でございます。

このような状況ではございますが、今後とも、TPP交渉の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、市のさまざまな地域振興、産業振興など経済発展につながる施策の一環として、毎年、ふれあい夏まつりや産業まつりなどを実施しております。これらは、特に協働という名はついておりませんが、市、商工会議所、JA、また、市内の各種団体の方、そして市民による協働事業であります。このように捉えますと、実は市で行われている多くの事業が、協働により成り立っているものがたくさんあると言えます。

経済的な観点からの地域の課題解決の1つの手法として、コミュニティビジネスという取り組みがございます。これは、NPO法人や民間企業などが地域の課題解決を図るために事業を行い、その運営資金をビジネス的手法による事業収入によって賄っていくというものでございます。

これからの少子高齢化社会を迎える中で、さまざまな課題の継続的な解決にあたりまして、NPO法人やボランティア団体等によるコミュニティビジネスの手法は役立つものと思われ、営利企業とコミュニティビジネスとのバランスのとれた役割分担が、地域経済の活性化につながっていくものと期待しております。

本市における協働のまちづくりの取り組みといたしましては、平成22年度から、職員と市民との共通認識を醸成するため、職員研究会、職員研修会、市民講演会などを開催してまいりました。昨年度は、コミュニティビジネスの取り組みも含め、テーマ・分野別に8回に

わたる市民講座を開催し、先進事例などの学習の機会を設けたところでございます。

また、今年度は、財団法人自治総合センターのシンポジウム助成事業助成金を活用し、「地域を活性化するためには」をテーマに協働のまちづくりシンポジウムインやちまたを10月6日に開催しましたところ、各方面から125名もの参加をいただき、皆様の協働に関しての関心の高さを感じたところでございます。今後もこのような機会を含め、協働の目線から地域発展の取り組みのきっかけとなり、市民や地域、NPO法人、ボランティア団体、企業などさまざまな主体が、地域の課題解決のために、公的な分野も含めまして、持続可能な地域社会形成のために、それぞれの活動が活発となっていくことについても期待しているところでございます。

なお、これまでの活動を踏まえ、近く、市民の方を交えた八街市協働のまちづくり検討会を立ち上げる予定であり、この中でさまざまな主体の役割や協働の取り組みにあたってのルールづくりなどを検討することとしておりますので、この中でも経済振興分野について、議論されるものと考えております。

次に、(3)①ですが、特定秘密の保護に関する法律案、いわゆる特定秘密保護法案は、日本の安全保障に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、行政機関における特定秘密の指定、業務を取り扱う者に対する適性評価の実施、特定秘密の提供が可能な場合の規定、特定秘密の漏えい等に対する罰則等について定め、それにより特定秘密の漏えいの防止を図り、国及び国民の安全の確保に資することを目的とするとされております。

秘密の保護につきましては、現行の国家公務員法や自衛隊法にも規定されておりますが、本法案では秘密の漏えいに対し、さらに重い罰則が設けられているほか、新たに秘密を得た側に対しても罰則規定が設けられていることが特徴とされております。

現在、今国会中の成立を目指してさまざまな議論が繰り広げられておりますが、報道等でも取り上げられておりますように、市民生活に影響を及ぼす可能性についても指摘されているところであり、9万480件もの意見が寄せられたパブリックコメントでも、国民の知る権利や報道の自由が侵害される、特定秘密の範囲が不明確だなどといった反対意見が多く寄せられたとも伺っております。

本法の整備にあたりましては、国及び国民の安全を守るという観点から、知る権利や報道の自由が侵害されることなどは避けなければならないと考えており、日本国民に与えられた権利にまで影響の及ぶことがないように、国政の場において議論を尽くしていただくことを切に望むものでございます。

○教育長（川島澄男君）

次に、質問事項2、青少年施策について答弁いたします。

(1)①ですが、不登校を未然防止するために、各学校において、魅力ある学校づくりを推進しております。学校では、魅力ある学校を作るために、授業改善、生徒指導の改善に取り組んでおります。学校は、わかる喜びを知り、主体的に学習できる場、さまざまな活動を通して、自分は必要とされているという満足感の持てる場とすることに努め、児童生徒の登

校意欲を育てています。また、2名の家庭訪問担当学校教育相談員を活用して、本年度は従前にも増して手厚く未然防止への支援をしてまいりました。

さらに、児童・保護者・教職員の相談を行うために、小学校に学期1回、市カウンセラーを派遣し、巡回相談を行いました。

一方、不登校児童生徒に対する対応としましては、各担任が家庭訪問等で状態を把握し、複数の教員で関わることに努めています。市教育支援センター「ナチュラル」では、不登校児童生徒の居場所づくりとともに、学ぶ楽しさ、活動する楽しさを体験させることで、学校復帰につながるよう運営しております。

関係諸機関との連携に関しましては、児童家庭課、社会福祉課、障がい福祉課等とともに、不登校児童生徒に対して支援してまいりました。

今後は、今まで以上に、民生委員や主任児童委員とも連携し、児童生徒への支援にあたってまいります。

次に、(2)①ですが、本市においては、家庭児童相談、学校教育相談及び家庭教育相談窓口を開設し、それぞれが連携を持ちながら相談に応じており、内容によっては他の相談機関へつなげる対応も行っております。

他の相談機関としては、千葉県が設置したひきこもり地域支援センターを始め、子ども・若者総合相談センター、若者サポートステーションなど、就労相談も含めた幅広い相談内容に応じた窓口を紹介しております。

また、不登校の中学生や卒業生を対象に進路選択の情報を提供する未来への扉を開こうを開催し、相談しやすい環境の提供に努めております。

今後とも関係機関と連携を図り、このような相談ができる機会をより多く提供できるように検討をしてまいりたいと考えます。

○京増藤江君

それでは、順次質問させていただきます。

平成26年度の予算運営は、さらに今までよりも厳しくなるというような市長の答弁でございました。本当にそれはもうそのとおりだと思います。平成24年度の差し押さえ件数626件、額は約6億3千866万円ということで、大変多かったのですが、そのうち不動産の差し押さえ件数は172件ということで、家を差し押さえされたらどこに住むのだろうか、私は大変心配するんですけど、確かに納税は市民の義務ですけど、住居を失うことになる不動産の差し押さえや、暮らしを破壊させる給与の差し押さえ、また子どもの将来の夢を奪う学資保険の差し押さえは、慎重の上にも慎重でなければならないと思うんです。

滞納する各世帯に対して、対面して懇切な対応が必要だと思うんですが、先ほどの市長の答弁では、差し押さえは資産がある人にするんだというような答弁があったと思うんですけど、この今まで差し押さえた世帯は住居、不動産を差し押さえしても、また、給与を差し押さえしても、生活が成り立つと判断をされて差し押さえをしたのでしょうか、伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

差し押さえにつきましては、基本的に固定資産等の差し押さえについては、すぐそれを換価するというようなことではございませんので、一応、差し押さえというようなことをさせていただいた中で、納税相談を行って、どのような形で税を納めていただくのが一番適当であるか、どういう形で納めていただけるのでしょうかというような相談をきちんとさせていただいた上で、その先に進むというようなことをしておりますので、必ずしもその差し押さえしたものを全て換価してしまうということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○京増藤江君

その差し押さえをするときに、各世帯に懇切丁寧な対応をしたのか、このことについてのお答えがなかったので、もう一度お聞きします。

○総務部長（浅羽芳明君）

言葉が足らなかったのかもしれませんが、そういった滞納状況、滞納をされている方とは、納税相談の機会の拡充を図って、きちんとお話をさせていただいております。

○京増藤江君

広報にもちゃんと納税相談しますよと、承りますよと書いてあります。しかし、本当に皆さんの暮らしは大変なんですね。国保税を払えなくて、生活は何とかやっているけれど、国保税を払ったら生活できないということだったと思うんですけれど、具合が悪くて入院した翌日亡くなられたとか、こういうこともあるわけですよ。こういうふうに書いてあっても、本当に暮らしが大変だと相談できない。また、今まで何とか税金を納めていたけれど、家族にいろんなことがあった場合に納められなくなってしまう。そういう場合に、私も普段親しくしているつもりですけれど、それでも生活が大変なときにはなかなか相談ができない状況なんです。幾らここに書いてあっても、これはもう本当に難しいですね。

なぜ私が難しいのかなと考えますと、やっぱり納税は義務だと市民の皆さんが考えておられるからこそ、なかなか相談ができないと思うんです。この相談を受け付けていますからという態度ではなくて、どうやったら相談に来ていただけるのか、早いうちに相談に来ていただけるのかと、こういう方向についてはどのように考えているのか、伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

そのことにつきましても、先ほど来お話をさせていただいておりますけれども、私どもの徴収強化の1つの柱ということで、納めやすい環境づくりということでございまして、日曜開庁であるとか夜間相談窓口を開設をしているところでございます。

この納税相談にあたりましては、滞納者のプライバシー、これらを配慮しまして、事務室に隣接して3カ所の相談コーナー、ここを設けて、家族構成であるとか収入状況であるとか、事業を行っている方であれば事業の内容などを聞きながら、個々具体的な交渉を行って、分割納付をしていただくと、分割納付に応ずるなどの対応をとっているということでございまして、先ほども申し上げたように、この納付相談につきましては、今後どのような納税をしていくことが現実的であるのかということでお話をさせていただいているものでございます。

それから、差し押さえの話ですけれども、差し押さえについては、催告あるいは予告書を発送して、例えば納税相談の呼び出しを行っても全く反応がないというようなとき、それから納税の意思が全く感じられない、こういったときに財産調査などを行って、その財産が判明したときに行うということでございますけれども、国税徴収法に規定する超過差し押さえ、あるいは無益な差し押さえにならないように、その辺については注意を払って、また差し押さへの禁止財産かどうかということについても、十分勘案をして行っているものでございます。

○京増藤江君

法律に触れないようにとか、そういうことでやるのは当然ですけど、しかし、本当に納税ができなくなって、かなり額がたまってしまってようやく相談に来ると、こういう状況がなぜなのかと。なぜ早く相談に来てくださらないのかと。ここを、私は、やっぱりきちんとやらないと、市民の暮らし、守れませんよ。ましてや、今度消費税増税で、今、物価が上がって大変なんですから。市の財政も大変ですけど市民の暮らしがまず大変だと。市民の暮らしをどうやって守っていくのかということがないじゃないですか、今の答弁では。

やはり、もう担税力がない中で、今度物価が上がって、また消費税を上げようとしているわけですね。ですから、もう市民が税金を払えないほど大変だということは、収入に応じた税金になっていないからですよ。収入がない人にもかかってしまったり、国保税もかかってしまったりしますから、払えないのが当たり前という状況があります。やはり、根本の応能負担、収入に応じた納税、それからもう消費税増税は反対してしまおう。これでは市民の暮らしは守れないよというぐらいの、私はこの覚悟が必要だと思いますよ。

それから、水道料金、公共下水道にも消費税がかかってきますが、給食費についても消費税を上乗せしなければならないというふうに思われているのではないかなと思うんですけど、さらに、確かに、今、給食センターでは食材が上がって本当に厳しい運営を強いられていると思うんですが、これにもやはり市の方が応援をしていく必要があると思います。それで、今、貧困家庭が増えている中で、消費税の上乗せ、給食センターの場合は900万円を見込んでいるようですけど、給食費の滞納も増えているということも踏まえまして、消費税増税分を市が負担できないか。このことについて伺いたいと思います。

○財政課長（佐藤幸男君）

今のご質問ですと、市が消費税の増税分を負担できないかということでございますけれども、私ども市の財政といたしましても、この消費税の増税に対します歳出予算の負担が、今年度、平成25年度の予算で当初予算のベースで考えますと、1億3千万円ほど上がるということございまして、市の方でその増税分に対しての負担はできないというふうに考えております。

○京増藤江君

今でも給食費を払えない世帯が増えていると、こういう中で、消費税を上乗せしたら、さらに滞納世帯が増えてしまうのは目に見えていると思うんですよ。もしも、ここに市でや

れないので、負担ができないのであれば、もう本当に消費税増税すべきではないと、国に強く言うべきじゃないのでしょうか。子どもたちの給食を保証し、教育をきちんと、まともにしていくという意味で、私は本当に、ここでは消費税に対する市の姿勢を問われていると思うんですが、市長、いかがですか。国に、消費税増税ノーの意見、言っただけでないでしょうか。

○市長（北村新司君）

この消費増税のことについてでございますけれども、平成25年10月1日、閣議決定されております。地方公共団体におきましても、この消費税率の引き上げに伴う公共料金の改定につきましては、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する考え方を踏まえまして、適切に対処することをお願いする旨の通知がございまして、行革でしっかり協議をした中での判断でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

何を基準に判断するかということが、本当に問題だと思うんですよ。今、恐らく全国で、もう税金が払えない、国保税が払えない方の世帯が増えていると。命に関わる状況になっている中で、閣議決定をしたからもう諦めてしまって、消費税増税は推し進めるという、そういう来年度予算の編成としようとしているわけですけど、これではもう市民の暮らし守れないじゃないですか。そして、市の運営だって本当に大変なわけですからね。これが、今からいうTPPにしろ、秘密保護法にしろ、国民の利益と相反することには、きっちりと反対をしていくと、そういう市民を守る強い意志表示、また覚悟が私は市長には必要だと思います。

そういう意味では、教育予算の確保もほかの予算と同じように扱っていくのだみたいな、一律カットの見直しをしないような答弁でございましたけれど、これも、やはり教育最優先の市政とするためには、ここは見直していただきたいと思います。

次に、TPPについて、本当にこれも、国民の皆さんがさまざまな面で懸念されています。農産物の問題だけではない。国民皆保険も壊されてしまう。そして食品添加物、日本では800種類が許可されているけれど、ヨーロッパでは3千種類も許可されている。これでは国民の暮らし、命、健康が守れない。もう国民健康保険も破産ですよ。これでは国民の命や暮らし、健康を守れないのですからね。ですから、このTPPについても、私は、断固反対を貫いていただきたいと思います。これは要望しておきたいと思います。

それから、秘密保護法案についてなんですけれど、この秘密保護法案、憲法の国民主権、基本的人権、平和主義をうたっているこの基本原理を根本から覆すものであります。憲法99条は、国会議員や大臣が憲法を守らなければならないと厳しくうたっているんですね。この秘密保護法案を国会に出すこと自体が、本当に私は憲法に違反しているんじゃないかと思う、そういう内容でございます。これは子どもたちに恥ずかしいですよ。

TPPも断固反対すると自民党が言って、当選した議員がたくさんいます。そして、この秘密保護法案についても、突然出してきて、憲法違反だ、憲法を覆すような内容、これを国

民に押しつけてしまったら、本当に子どもたちに何と説明できるか。子どもたちには、今、政府は、道徳を大事にして教科に引き上げるなんて、そんなふうに言っていますけれど、道徳を言うならば、きちりと憲法を守る、約束をしたことは守る、これがなければ道徳を子どもたちに押しつけることは許されません。

そういう意味では、私は、この秘密保護法案について、子どもたちを、孫たちを、戦争にやっつて、殺され、また人を殺す、そういう方向に導くものですからね、これは何としても反対していただきたいと思います。

そして、産業まつりに自衛隊が来ていましたけれど、市民からは、自衛隊が何でこんなところに来るのかと疑問の声が上がっています。呼ぶべきではないと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

この自衛隊につきましては、災害のときに、2年半前の東日本大震災の折、消防の力、警察の力、市民の力、それぞれありましたけれども、自衛隊の皆さんの必死な力が、多くの国民の皆さんに感動と大変ありがたいというお言葉をいただいております。自衛隊につきましては、災害のときは自衛隊がいなきゃならないという国民の理解もございませぬ。そして、先般の伊豆大島の災害時にも、自衛隊の皆さんがしっかりと活動しております。そのことにつきましても、自衛隊の皆さんの働きに、今、感謝しているところでございませぬ。

○京増藤江君

災害について、それは自衛隊がしっかりと国民を守る、これは当然じゃないですか。自衛の意味からも、私は、災害について自衛隊が大活躍する、これは当然です。

しかし、今、自衛隊を市民が集まる場所に呼ぶということは、そこを強調するんじゃないかと私は思うし、市民の皆さんが懸念しているのもそこなんです。誰も、国民が、自衛隊が災害について頑張っていないなんて思っておりませぬ。感謝しておりますよ。危ないところでも頑張ってくれている。感謝しております。しかし、平和なそういう何もなかったところに自衛隊を呼ぶ必要はないわけですよ。ですから、来年度は、ぜひ自衛隊は呼ばないという方向で考えていただきたいと思っております。ぜひ、そのことについては検討していただきたいと思っております。

それから、不登校をなくす取り組みについてなんですけれど、今、先生方が一生懸命頑張っている。これを後押しするには、教員を増やす必要があると思っております。国も増やす方向だということですので、ぜひこの際、増やしてほしいということ、私は要望すべきだと思っております。大規模校には、複数の養護教諭も要望できるようですし、さまざまな指導にも利用できるということですので、この点については、どうお考えでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

本市におきましては、40人を超える学級は、今のところ各小中学校ございませぬ。みな40人を切っている状況でございまして、その中でも、38人、39人というような学年につきましては、北総事務所と協議して、先生の増員をお願いしているという状況でございませぬ。

す。

○京増藤江君

お願いしているということですが、ぜひできるだけ多くの教員が配置されるようお願いしておきたいと思います。

それから、小学校の適応教室設置については、私は、今、小学校の不登校率が増えていると。それで、就学前のさまざまな検査によっても、発達障害の児童が増えているような傾向もあるということですので、ぜひ、この適応教室を設置して、子どもたちが個別にきちっと教育ができるような、そういう居場所づくりというのが必要だと思うんですけど、今のままではとても足りないと思うんですよ。ナチュラルとかということでは。やはり、発達障がいとか、そうではないのかと思われるようなそういうお子さんについても、きちんとした対応をすることで、さらに教育効果があらわれると思うんですが、いかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

確かにそのとおりでございまして、平成18年から5年ぐらいさかのぼりますと、八街市の子ども数、小学校で900人、中学校で500人減少しておる状況でございまして。そういった中におきましても、特別支援学級の数、小学校では9クラス、中学校では24クラス増えているというような状況でもございまして。

また、さらに本来であれば、特別支援学級に通わせたいというようなぎりぎりの線の子どもさんはおります。そういったお子さんを含めまして、親御さんの、保護者の意向もございまして普通学級に在席している子どもたちが、東小学校では昨年度は50人近くいると。実住小では60人ぐらいがいるというような報告も聞いております。

そういった中で、不登校を未然防止する策といたしましては、やはり小学校におきましては、校内には適応指導教室はございませんけれども、複数の教員で対応していると。中学校もそうでございますけれども、担任ばかりではなく学年主任、養護教諭、また部活の先生、これらの先生と協力し合って、そういった複数の教員によって対応を図っていくということで、解決していきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

今までのやり方では、これは解決しないということで、発達障害の子どもたちも含めて、小学校段階から、教育の問題も含めて相談できる相談窓口の拡充、一本化を求めて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（林 修三君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は一問一答で質問をいたします。

1点目には安全・安心のまちづくり、2点目に地域循環型経済の推進で、元気なまちづくりをということで、2項目にわたっての質問であります。

まず、安全・安心のまちづくりについてであります。

さきの台風26号の被害について、被害への対応と対策についてであります。

その前に、台風26号で降り続いた雨は、2日間で300ミリを超すという大変な雨量となりました。市内各地に被害をもたらしております。被災された皆様に対しては、心からお見舞いを申し上げます。既に1カ月半が過ぎました。市は、災害復旧への早急な対策を講じ、被災された方々に万全を期すことを求め、質すものであります。

そこで、1点目にお伺いいたしますのは、被害の迅速、的確な情報収集はされたのか。また、床上・床下や車の浸水、擁壁の崩壊、市営住宅のトイレへの雨水の流入など、被災した世帯、また農作物等の被害への対応はどのようなようであったのか、まずお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

台風26号につきましては、ご存じのとおり、降り始めからの総雨量が306ミリメートルに達し、過去に例を見ないほどの浸水被害等を発生いたしました。台風への対応としましては、延べ70名体制で警戒配備を敷き、迅速な災害対応と被害情報の収集に努めてまいりました。しかしながら、激しい雨の降る状況で、住宅、農地、その他の浸水被害の情報収集をすることは困難であるため、これらの被害情報の収集は、台風通過後に実施をしたものでございます。

市内においては、建物被害として、6件の床上浸水、市営住宅を含めて61件の床下浸水が発生いたしました。公衆衛生の確保のため、被災した家屋等に対し、すぐに屋内の消毒を実施いたしました。このほか、住宅被害として、住野地区の擁壁の崩壊や岡田地区における崖崩れがございましたが、これらについても個別相談等で対応しているところでございます。

また、農作物被害につきましては、台風26号に加え、台風27号、28号の影響で、最終的に、市内では被害額2億4千800万円に達しておりますが、本年11月15日に発動をされました県単災害対策資金制度を活用し、被災した農業者の生活再建を図ってまいりたいと考えております。

なお、車の浸水被害につきましては、被災者の車両保険等により個別に対応することとなりますので、詳しい被災件数につきましては、把握をしておりません。

○丸山わき子君

今回の被害というのは、八街市にとっては、大変大きな被害であったというふうに思うわけですが、これだけの大きな被害であったのにもかかわらず、対策本部が設置されなかったその理由は何だったのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の台風26号に関する配備態勢でございますけれども、10年に一度の規模の台風という、こういう報道がございましたので、台風接近前に警戒配備態勢をとるということを前提といたしまして、幹部職員等集まって対策会議を開いたところでございまして、その会議

の中では、対策本部を設置してはどうかというふうな議論もありましたが、これにつきましては基準もございまして、警戒態勢の配備基準、これに基づきまして、防災課あるいは道路河川課を中心として建設部内、それに加えて他の部署にも応援を要請して、先ほど市長が申し上げたとおり、延べ70名態勢で警戒配備というような形をとったものでございます。

○丸山わき子君

今、警備態勢においては基準があるんだということを言われましたけれども、実際には、気象庁は、15日の午後より関東地方に接近、上陸する台風については、10年に一度の勢力として警戒を呼びかけていたわけですね。先ほど市長の答弁の中にあつたように、雨がひどくて調査がしきれなかったような答弁がございました。そういう状況があるのであれば、その警戒態勢を作るにとどまらないで、さらに発展させて、こうした対策本部を作るべきであつたと。遅くても作るべきであつたというふうに思います。私は、そういう点では市の認識が甘かったんじゃないかなというふうに思うわけですね。

そうしたその甘さが、被災した市民への対応に1つずつあらわれていると。大変対応が遅く、また市民が日常生活をいまだに取り戻せない実態がある。こういうところを直視すべきであるというふうに思うわけですね。そういった点で、その辺はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の現行制度の中では、台風26号による被災者の生活再建を支援する制度はございません。しかしながら、台風26号により、千葉県内では住宅及び農地等に甚大な被害が発生したため、国・県による被災者の生活再建支援策として、災害援護資金の貸付及び県単災害対策資金制度が実施されることとなりました。本市といたしましても、これら国・県による被災者支援策の実施とあわせまして、台風26号で被害を受けた被災者に対する生活再建支援制度等の創設を検討しているところでございます。

具体的な制度の検討内容を申し上げますと、まず、農業経営の安定を図るため、県単災害対策資金制度を利用し、融資を受けた農業者が負担をしなければならない末端金利0.5パーセントを、本市といんば農業協同組合が負担し、農業者の金利負担をゼロにしようとする利子補給制度でございます。

次に、生活再建のため災害援護資金の貸し付けを受けた被災者が負担すべき金利3パーセントを、県及び本市が負担し、農業者と同様に被災者の金利負担をゼロにしようとする利子補給制度でございます。

また、災害援護資金の貸付対象とならない被災者や、災害援護資金では十分な住宅再建ができない被災者には、民間金融機関等から借り入れた住宅の再建資金に対する金利に、災害援護資金と同程度の利子補給を行いたいと考えております。

また、このほか、今回の台風の影響により、住宅そのものに危険が及ぶほどの被害が発生した被災者に対しては、その復旧工事費の一部を助成する支援制度を検討しているところで

ございます。

なお、今回の台風で、市営住宅の便槽に混入した雨水の汲み取り費用を、個人で負担した入居者には、負担した汲み取り費用のかわりとして、年度内に便槽の汲み取りを実施いたします。

○丸山わき子君

ちょっと市長、飛んで答弁をさせていただいたものですから、大変やり方が難しくなっちゃいましたけれども。まず、今、被災した市民の皆さんへの具体的な支援について、既に市長が答弁してくださいました。その点につきまして、まずお伺いいたします。

今、るる市長からご説明いただきましたが、これは住宅の復旧工事に対する補助金を検討するような答弁がございましたが、具体的には、これはどの程度のことを考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

ただいま市長が答弁した補助金でございますけれども、住宅等復旧工事費に対する補助金ということで、台風26号によりまして家屋あるいは宅地に相当の被害を受けて、復旧工事等を行った被災者に対して、市独自の支援策ということで、工事費等の一部に対して助成を行う方向で、今、制度設計を行っているところでございます。

具体的なところはまだ申し上げられませんが、市長の方からも、できるだけ早く制度を作るようにということで指示を受けておりますので、できるだけ早くお示しをさせていただければというふうに思っております。

その内容につきましては、工事費の、例えば2分の1あるいは3分の1で上限を定めて、そういった工事を行った方に対しては助成を行うということで、対象となりますのは、床上浸水あるいは崖崩れ等によって被害があった方というふうに思います。

○丸山わき子君

今回の26号台風では、県内でもあちこち被害があったわけですが、成田市では、こういった崖崩れが682カ所あったということで、この崖崩れに対する崖地の整備補助金、今までは2分の1だったそうです。ところが、市民の皆さんから申請があるわけですが、市民の皆さんは2分の1の補助では到底やりきれないから、その申請を取り下げってしまうというわけですね。ということから、このたび、成田市は3分の2の補助をするというような対応をするようでございます。

私も、本当に市民の皆さんの一日も早い生活復興、これを考えれば、2分の1では本当に足りないなど。このように思うわけなんです。そういった点で、もう少し検討していただかなきゃならないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

細かいことにつきましては、担当の方からお話がございますけれども、本定例会の会期中に支援策の骨子について、予算措置できるように検討しなさいということで指示したところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。本定例会会期中でございます。

○丸山わき子君

会期中にぜひ、それも一刻も早く、市民の皆さんの手にわたる対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

その補助率です。補助率は3分の1なんて言っていたら、本当に生活が成り立たない状況があります。現に、崖の擁壁の復旧工事に関わって、もう対応できませんということで手を引いてしまっている方もいらっしゃるわけですね。そういった点では、本当に市民の皆さんが、今後の生活も安心して営めるようなそういう対策を、ぜひとっていただきたいと思います、ということをお願いしておきます。ぜひ、その補助金も少ないような、そういう補助のあり方であってはならないというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、具体的な支援策でもう1つお伺いいたしますのは、今回、市内で床上の被害に遭った世帯、6世帯あったわけですね。実は、9年前の豪雨でもこうした世帯の皆さんは床下浸水の被害が出ていると。なぜ、今回、そうした皆さんが被害拡大して床上になってしまったのか。特に、住野地区の3日間もの床上浸水となった原因は、一体何だったのか、その辺についてのご説明をいただきたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

今回の3日間の冠水につきましては、今回19時間で300ミリメートルぐらいの雨が降っております。そのうちの、最終的の3時間で約100ミリメートルぐらい降っております。それまでは200ミリメートルぐらい降っておりまして、飽和状態ということで、また前回以上の大雨であったということでございます。

その現場につきましては、自動の排水ポンプを設置しておりますが、当日も作動しておりました。それで、一時そのポンプを停止しましたことにつきましては、市が設置しているポンプだけでは間に合わないということで、消防団の方の応援をいただいております。それで、本来であれば下流までホースを接続すればいいのしょうけれども、緊急ということで、道路上で離して放流をしたという事実がございまして、そういったことから、途中から民地に入ってしまった。ということで、下流からの苦情もありまして、一時期、その市のポンプを停止してございます。

そうしたことの代替の場所のホースの設置の布設替え等は、大きなポンプでございましたのですぐ手に入らない状況がございましたので、その間、2日ほど冠水したという状況でございます。

○丸山わき子君

これに関しましては、先ほどの一番最初でお伺いいたしましたけれども、気象庁が大変な、10年に一度の大雨ですと、こういう警告をしているわけですから、それに対して、当然ここは9年前も床下浸水になっているわけですから、ここに対しての特別な対策がとられていたのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

前回その場所の冠水につきましては、平成13年のたしか10月だったと思います。その

間につきまして、200ミリメートル以上の雨が降ったことが何回かございまして、それ以降、今回の26号までにつきましては冠水状況がございませんでした。以前につきましては、ポンプ1カ所で排水しておりましたけれども、もう1基増設してそれ以降、今日まではなかったということで、通常の維持管理をしておりましたので、特別にということはありませんでした。

○丸山わき子君

この間、大丈夫だったから、やっぱりそこは甘さがあったと思うんですね。気象庁が10年に一度の大雨ですよということを警告しているわけですから、その対応がされていなかったということは、これは市の方の過失になるんじゃないかというふうに思うわけですね。

そういった点では、私は、今回の住野地区の床上浸水に関しては、これは市が全面的に、その被害に対しては補償していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁しましたとおり、支援策の骨子につきましては、今定例会の会期中に、しっかり予算措置を伴う方法で、被災をされた方への支援策につきまして、お示しをしまいたいというふうに思っています。

○丸山わき子君

それは復旧工事に関してのことなんですが、この住野の床上浸水に関しましては、八街市の対応の甘さがこうした、まさに本当に財産をも使えなくしてしまうような状況になっちゃっているわけですね。生活をしていけないような状況を作り出しちゃっているわけですよ。いろいろと専門家の方々に試算してもらったら、1千万を越す被害額が出ていると。これに対して、先ほど言ってくださったような補助の対象で、これで終わりですなんというのはとんでもないと思うんですよ。

市民の皆さんの大切な財産が、本当にいろいろとだめになっていくと。当然、外にある浄化槽も使えなくなってしまう。井戸のポンプもだめになってしまう。そういったことで、もちろん室内にある管等も次々と傷んでいってしまう。電気製品も、洗濯機であるとか、あるいはストーブであるとか、次々と使えなくなってしまう。こういう生活実態があるわけですね。それは、市長も現地を見ていただいて状況は把握されていると思いますが、そういう意味では、被害の全額補償はやっていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。当然、先ほどの復旧工事に対する補助とは別枠に検討をしていただきたいというふうに思いますが、再度、答弁いただきます。

○総務部長（浅羽芳明君）

私どもは、その構想的なものについては答弁しかねますが、先ほど申しあげましたように、復興工事の復旧費については、市長からの指示に基づいて、今議会中に提示をさせていただきますと思います。

○丸山わき子君

私は、今回のこの台風に際しまして、八街市の対応の甘さ、これはきちんと市の方が直視しなくてはならないというふうに思うわけですね。それで、9年前のあの大雨のとき、地域住民の皆さんは、県道の雨水が流れ込まないように側溝を付けてほしい、そういう要望をしたわけです。やりましょう、そういう約束だったんです。それが9年間も放置されている。これは行政の落ち度だと思います。

それから、今回の大雨だよという気象庁のそういう警報があるにもかかわらず、きちんとした対応が仕切れていない。今まで大丈夫だったから大丈夫だろうと。で、床上になったら、知りません。これではあまりにも無責任過ぎる。地方自治体の仕事は何なのか。市民の福祉を向上させる、財産・命を守る、これが地方自治体の仕事です。やっぱり、原点に戻って、この対応をしっかりやっていただきたい、このように思います。

先ほどは部長からの答弁でございましたが、市長に再度、この全額補償に関わっての検討をしていただきたい。こういうことを申し上げます。ぜひ、市長、答弁いただきたいと思えます。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁いたしましたとおり、台風26号で被災されました支援につきましては、速やかに支援方法を検討し実施できるように、先ほど申し上げましたとおり、指示したところでございます。何回も申し上げて大変恐縮ですが、本定例会の会期中に支援策の骨子についてお示ししてまいりたいと思えます。

○議長（林 修三君）

会議の途中であります、10分間の休憩に入ります。

(休憩 午前11時13分)

(再開 午前11時24分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○丸山わき子君

先ほど質問の途中だったので引き続き、やはり市の責任というのは、今回の、特に住野の床上浸水に関しては、市の責任は全くなかったのかどうか、その辺について、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

そのことにつきましては、いろいろ今調整中でございますけれども、それらを含む中で、できるだけ支援策をつくってまいりたいというふうに思っています。

○丸山わき子君

台風18号、これは京都市では大変な被害を受けたということで、これもポイント操作ミスが原因ということで、京都市では市民に対して9億4千万円の補償をしているわけですね。やっぱり、自治体がミスをしているという点では、率直に認め、対応しているわけです。ぜ

ひ、そういった立場で八街市も対応していただきたいと、このように思います。

八街市は、この間、東日本大震災復興基金、これは10月現在で1千250万あるわけですね。こういった基金も大いに活用して対応していただきたいと、このように思います。

それから、農作物の被害、2億4千万円と報告されております。これは何戸の農家が被害に遭っているのか。また、県単の貸付制度、こういったものを希望されている農家は何戸くらいあるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

この2億4千800万円、これにつきましては、市とそれからJA、それから県の担当で、台風後、現地調査を行いまして、戸数といいますか、全体を見た中で、八街市の農作物の被害についてはこの程度あるだろうという算出した金額が2億4千800万でございました。

それで、その後、各農家の方に個別に被害状況の申請をしていただいております。それで、そのときに融資の希望有り無しということも同時に調査いたしまして、現在、24名の方が融資を希望されておまして、この方々につきましては、個別に連絡をとりまして、希望の意思の確認をいたしました。それで、この24名の方で合計約4千200万円の融資希望がございまして、これを12月6日までに県の方に予算どりと、確保するというところで現在作業を進めておるところでございます。

○丸山わき子君

24名の方が融資を希望されて、4千200万だということのようですが、この実際には、融資に手を挙げたくても挙げられない状況の世帯もあろうかと思えます。聞くところによりますと、1世帯で100万もの被害が出ているというようなこともあります。私は、そういった点では、市が直接補償等も検討してもいいんじゃないかなというふうに思いますが、この辺についていかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

私どもの方で第1回目の調査をした段階では、まだ農協等の協議が済んでおりませんで、末端をゼロ金利にするということは、農家の方にまだお知らせできる段階ではございませんでした。今回個別にゼロ金利になりますということで、この24名の方々については、連絡をとりながら調査を行ったところでございます。

それで、二次といたしまして、年があけてから再度ゼロ金利になりますというお知らせをしながら、二次の融資の追加募集をとりたいと。市の方でも、JAと共同で末端の利子補給をするということで、これについて個別の補償というよりは、やはり経営の安定資金に対する利子補給というような形を、今回もとらせていただきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

今、農業経営者というのは高齢になり、八街市の基幹産業である農業が、本当にこれから存続していくためには、直接の個別的な補償も今後は検討していかなければならないんじゃないかなと。借りるだけ借りる。あとは返せなきゃならないということもあるわけですから、この市独自の直接的な補償もぜひ検討をしていただきたいと、このように思います。

次に、地域防災計画についてお伺いたします。

災害発生時の広報についてなんですけれども、八街市は、防災無線、広報車、また市のホームページ、メール配信という手段を持ちながら、冠水箇所や道路の破損あるいは被災の情報が市民に全く伝わっていなかったと、こういうことがございます。これは、いち早く市民に情報を提供して、安全対策をとるべきではなかったかと思うわけですが、その辺について、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

雨が激しく降る深夜や明け方に、道路の通行止め等の災害対応を行いながら、被害情報を収集し、防災無線、広報車及び本市のホームページ等により、市民の皆様にお伝えするためには、一定の時間が必要でございます。

特に、風水害による被害の中には、道路冠水のように時間の経過とともに解消してしまうもの、道路損壊のように通行止めなどの現場対応を最優先しなければならないものも多いため、まず、現場における注意喚起や、危険区域における居住者への自主避難の呼びかけ等を行っているところであります。また、深夜に被害が発生した場合、周囲の状況がはっきり確認できないこともあるだけでなく、台風が近づく中での防災無線の放送は、風雨の音により聞こえにくくなることもございます。

したがって、本市といたしましては、冠水が発生する恐れのある場所、がけ崩れなどが発生する危険のある場所等、災害の発生に関する情報を本市のホームページ等を通じて積極的に公表し、市民への情報提供と注意喚起を継続的に行うことで、人的被害の発生防止と被害の縮小を図っていきたいと考えております。また、現在、本市が活用している防災メール等に加えまして、より迅速に情報を提供することができる新たな情報伝達手段の活用についても、調査・研究をしてみたいと考えております。

○丸山わき子君

この広報に関しましては、これは6月にでき上がった八街市の地域防災計画、この中で、はっきり広報をしなくちゃならないよって書いてあるんですよ。それがやられていなかったということなんですね。やられていなかったと。で、私は、こういう広報というのは、今後の災害のときにも、市民の皆さんの危機管理に役立つ。そういう点では本当にきちんと情報を市民に伝えていく、そのことが必要であろうかというふうに思います。

また、この情報発信の問題と同じように、この地域防災計画できちんと計画書でうたっているながら、実際には、今回の災害の中で実施されていなかったことがかなりあるわけですね。例えば被災した市民の皆さんが相談をする災害相談窓口、これも設置されていないわけなんですよ。市民の皆さんから、どこに相談したらいいですかと、そういう問い合わせが来るわけですね。

やはり、この788万円もかけてつくった地域防災計画の中には、相談窓口を設置しますよと書いてあるんですね。あるいは、災害を受けた罹災した世帯に対して、障害物を撤去す

る。除去する、そのことについてもきちんと細かく書いてあるんです。ところが、どうでしょうか。実際に市の職員が損害物の除去に入った。そうしたら、もうここまでですよということで、その支援を打ち切ってしまった。あとは誰かに頼んでくださいと、こんな冷たい対応はないと思いますね。市の職員がここまでという線を引くのであれば、この後はボランティアの方に市の方からお願いしますから、もう少し待っていてくださいと、そういう対応が本来であろうかと思いますが、誰かに頼んでくださいというような、そういった対応があったというようなことで、本当に地域防災計画が今回の災害に活かされなかったというふうに思うんです。無力だったと思うんですね。

なぜこんな状態になってしまったのか。どのように分析しているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

無力であったというようなお話ですけれども、完全に無力であったというふうには、私どもも思っておりません。しかしながら、今ご指摘のあったようなことで、私どもが課題としなければならない問題として浮かび上がってきたものというのは、数多くあるかと思えます。その1つが、体制の問題というのがあると思えますけれども、私どもとしては、先ほども申し上げたとおり、設置基準に基づいて警戒配備をとったということで、そういうものにつきましても、職員全庁的体制でその後の復旧作業等を行い、また、台風27号、28号に備えての土のうづくり、あるいはその配布作業等を行ってきたということで、基本的は不備はあったとしても、全庁体制で行えたということでは考えております。

しかしながら、作業が、例えば建設部あるいは防災課等に集中してしまったというようなことであるとか、職員間の意識がまちまちであったとか、総合的なケアができていなかったとか、そういったところは非常に反省すべき点であるというふうに考えております。

先ほどからあるように地域防災計画、これを形骸化しない、実態に即したものになるように、実効的なものになるように、これからはますますその辺については研究、検討はさせていただきたいと思えます。

○丸山わき子君

ぜひ、その点をお願いしたいと。今回のこの地域防災計画というのは、あの東日本の大震災の検証から、住民の身近で、住民が命と安全を守る、そういう自治体の職員体制や、また地域コミュニティによる地域防災力が必要とされた。で、防災計画の見直しがされたわけですね。今回の災害から、地域防災計画は実際には私は活用されなかったと。こういう点をきちんと問題を明らかにして、これからは全庁一丸となった取り組み、それから何といても防災課に担当者が一人しかいないというのは、これは弱みだと思います。やはり人員を増やして、それから市民と協働でこの防災対策の強化を図っていただきたいと、このように思うわけでありませう。

時間がございませんので、1点私はお伺いいたしますが、商工対策のところでは1つお伺いしたいと思います。

地域循環型経済の推進に元気なまちづくりというところで、買い物弱者対策、これはもう

本当に切実であります。高齢化が進むもとの、車を持たない高齢者世帯、障がい者、本当に買い物弱者が増加しております。日常生活に不便を来している。こういう点では、こうした世帯に、食品や日用品の宅配サービスや移動販売に取り組む商店街の支援をしたらいかかかというふうに思うわけですが、その辺、どのように検討されているのか、答弁いただきたいと思えます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢化の進展や小売店の廃業等により、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれております、いわゆる買い物弱者とあわせまして、高齢者ひとり暮らしの世帯が増え、孤独死に至るケースが現在でも実際に報道されております。

駅周辺では、昨年よりトウズ八街店がオープンし、高齢者などの食料品等への買い物が便利になってきたところではありますが、市内には、交通の不便なところや身体の不自由な方々があり、平成26年度より、八街駅南口商店街振興組合が実施団体となり、千葉県の補助金を活用いたしまして、市と八街商工会議所が支援して、買い物弱者対策の実施に向け進めているところでございます。

現在では、民間企業におきまして、宅配事業としてさまざまな取り組みが行われているようですが、本市におきましても商店街活性化対策とあわせまして、八街駅南口商店街振興組合、八街市及び八街商工会議所とが連携し、買い物弱者対策としてよりきめ細やかな対応が行えるよう支援してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

積極的な支援を求めまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（林 修三君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

それでは、私は最初に社会保障問題から入っていきたいと思えます。

さきの9月議会では、社会保障制度推進法、この法案に対しましてお聞きしたところでございます。政府は、この推進法についてどうやって進めていくか。プログラム法案、こういったものを通しまして、11月15日、十分な国会の中での審議がされないまま、また野党の反対討論さえ保証せず、衆議院の厚生労働委員会で採決が、自民党、公明党両党の賛成で可決したわけであります。

本案の中身については、今現在1割となっている医療費、70歳から74歳の医療費窓口負担を2割に引き上げていく。医療や介護、年金、子育ての諸制度を、2014年、来年度から17年にかけて順次改悪をしていくと、負担を求めていくということの内容になっているわけであります。国の政治が、この地方自治体にも、市民にも大きな負担となってくることが間違いのないことでもあります。

そこで、介護保険制度、こういった問題に絞って最初にお聞きしたいと思います。

今度の介護保険改正は、改正といたしましても、いい方向ではなくて悪い方向ですからね。予防給付を廃止して、要支援者を強制的に保険の給付から外していく事業内容は、市町村の裁量に委ねられ、全国一律の人員基準も運営基準もない地域支援事業に移行させるものでありまして、要支援者の介護保険給付受給権の剥奪と言わざるを得ないわけでありまして。

この保険給付から外されますと、要支援者は訪問介護、通所介護などが全額自己負担とならざるを得ないということになってきますと、利用する人は、まさしくいなくなってくるのではないかと。こういった意味では、国にしっかりと意見を、私は言うべきではないかと、そういうふうに考えるわけでありまして。

また、介護保険は、利用者負担の増大もそうですが、一定所得のある人はこの負担を引き上げていく。あるいは食費や居住費についても、補足給付の支給に資産などを勘案していく。また、特別養護老人ホームの入所は中度者に重点的など、こういった改悪が目白押しなんです。まさしく保険あって介護なしと言わざるを得ない状況に、これからどんどん進めていこうとしているわけでありまして、まず最初に、市長に、この国の政策に対する市の考え方、この考え方について、まず最初に伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

社会保障制度改革の工程や態勢などを定めたプログラム法案は、11月19日の衆議院議員本会議において、賛成多数で可決され、参議院に送られました。

プログラム法案は、自分や家族の負担を増す自助を基本に掲げており、介護保険では、一定以上の所得がある方の利用者負担を、現行の一律1割から2割にすることや、要支援者と介護認定された方たちに向け、サービスの一部を国から市町村に移すことなどが示されております。

このプログラム法案については、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会において、介護が必要となる度合いが比較的軽い要支援向けの介護保険サービスを市町村事業に移す案や、地域で暮らす高齢者を支える生活支援サービスの充実について議論されており、特に市町村への事業移行は、利用者が介護保険制度から切り離されるとの不安や、市町村間のサービス格差の拡大を懸念する声上がり、制度改革をめぐる議論の焦点となっております。

この中で、要支援向けの介護保険サービスを市町村事業に移す改革案をめぐり、厚生労働省は全面移管の方針を転換し、移管は通所介護や訪問介護のみにとどめ、訪問看護などそれ以外のサービスは現在の仕組みに残すなど、市町村などの慎重論に配慮して、当初案より対象を絞り込んだ内容となっております。

また、政府は個別の制度見直しの手始めとして、2014年の通常国会に介護保険法改正案を提出する方針で、準備を進めていることが新聞等で報道されております。本市といたしましても、今後とも国の動向を注視しながら、要介護度が軽い方でも安心して介護サービス

の提供を受けることができるよう、次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において検討してまいりたいと考えております。

○右山正美君

今、市長の答弁にあったとおり、この介護保険要支援1・2の方々に対して、全てを介護保険から除外するという事は、やはり世論の声におされて、今答弁があったとおり、通所と訪問介護のこれだけを市町村に押しつけるということになったわけでありまして。

市長の総体的な答弁は伺いましたけれども、具体的に担当課にお伺いするわけでありましてけれども、こういった要支援1・2の方々の訪問介護、通所介護、これは国の責任を放棄して、市町村に丸投げということなんですか、果たして、これで高齢者の生活を支える援助、こういったものは果たしてできるものなのかどうなのか、その辺についての担当課の見解を伺いたいと思います。

○高齢者福祉課長（宮崎 充君）

やはり、国の方から示されておりますけれども、訪問介護、通所介護を市町村事業に移行という形で、もうある程度方針は出ておりますけれども、やはり市町村、私ども自治体におきましては、この支援者の地域の実情を踏まえまして、またさらに財政状況等を実施に際しまして格差が生じることのないような制度設計、また介護給付を抑制という形、そのために必要ということになると思っておりますけれども、介護予防等について見直し後も十分な財源をとということで、国の方には従来の調整交付金に含めまして、国の方に要望は、引き続き実施していきたいというふうに考えております。

また、支援の方々の利用についてでございますが、私どもの方では、次期計画というふうに考えておりますが、基本的には利用者の視点に立った形で、今後も対応していきたいというふうには考えております。

○右山正美君

国の方は、ボランティアとかNPO法人とかそういったところを活用して、こういった要支援1・2の方々に対して応援していくんだというふうに言っておりますけれども、しかし、体制がなければそういったことはできませんし、こうなってきますと、本当に全国の市町村間で格差も出てくるということ間違いのないことでもあります。ですから、こういうことがないように、答弁の中で、財源確保もちゃんとしっかりやっていくんだということがありました。ぜひ、そういった財源確保も含めてこういうことはやっていかなきゃならないと思いますので、ぜひ、その辺は積極的に国の方に上げていただきたいなど、こういう具合に申し上げておきます。

それから、少額年金とかの年金者の保険料の免除の件であります。

わずかな年金で、本当に2万、3万の年金で、一応介護保険が2千円、3千円だというふうに引き上げられました、今回も。しかし、そういったことでは、本当に生活が成り立たなくなってくる状況なんですよ。こういったことに対して、担当課に聞くのは酷なんですけれども、こういったことについて見解を、どのように考えているのか、その辺についてどうで

しょうか。

じゃあ、ちょっと市長、財政の問題ですから。

○北村市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護保険料の単独減免につきましては、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入などは、適当でないため、従前より、このいわゆる介護保険の3原則の遵守に関し、各保険者において適正に対応するよう、千葉県を通じて国から指導を受けております。

本市においては、この指導を遵守した減免取扱基準を策定し、第1号被保険者、またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、災害により著しい損害を受けた場合、長期入院により収入が著しく減少した場合、失業等により収入が著しく減少した場合など、個々の事由に応じて、25パーセントから最大100パーセントの保険料額の減免を実施し、申請後速やかな対応に努めております。

今後も介護保険料の減免につきましては、本市の減免取扱基準に基づきまして、被保険者個々の事情に応じて対応してまいりたいと考えております。

○右山正美君

やっぱり大変冷たい答弁ですよ。先ほど丸山さんの答弁にもあったとおり、地方自治体の役割、これは考えていていただきたいですし、まさしく2万、3万の人が、3千円、4千円の介護保険料を払っているんですよ。国民保険だってそう、後期高齢者の保険料もですよ。家族がいるからまだ生活はできるようなものですけど、保険料というのはここに来るわけですよ。そういった中で、2万、3万の年金で、果たしてこれで生活ができるかどうか。私はもうちょっとしっかりと、その辺は踏まえて、今の現状にあったそういった保険料の徴収といいますかこういったものに、もうちょっと市民生活の実態に合わせてやっていただきたいなというふうに思いますよ。

国や県がそう言っているから、一律の減免はやるなどか、じゃあ、個別で対応といいましたけれど、担当課に個別に行けばそういった対応はできるのかどうか、その辺、担当課どうですか。

○高齢者福祉課長（宮崎 充君）

保険料の軽減、減免につきましては、その生活なりいろいろあろうかと思えます。そういった中で、私どもの方に直接ご相談に来ていただいて、私どもの方で実際に対応をさせていただきたいというふうには考えております。

1つ例を申し上げますと、今年度につきましては、リストラされたとか、そういう方々も私どもの方にご相談にいらっしゃっています。そういった方々に対しましては、うちの方も対応をさせていただいております。

○右山正美君

私は、担当部署、担当課については、結構積極的に対応していただいていると思いますよ、

個別には。大もとは、やっぱり市の姿勢ですよ。そういった住民の生活実態、これは常々私もは言っておりますけれど、やっぱり市民の生活実態というのは、掌握して、把握してやる必要があるかなというふうに思います。そういった少額年金あるいは無年金の方々も結構いらっしやいます。後でも話をしますが、そういった方々については、保険料の減免、そういったものも積極的に取り入れてやっていただきたいと、こういう具合に申し上げておきます。

○議長（林 修三君）

会議中ではありますが、昼食のため休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

桜田議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

それでは、続いて会議を開きます。

○右山正美君

それでは、介護保険について再度、④になりますが、移送サービスの充実の問題で伺いたいと思いますが、介護を受けている人たちの移動が、これは大変困難になっているということでございます。こういったために、いろいろと市の方では施策を持っておるんですけど、ちょっとこの介護を受ける人たちの困難の対策と伺いますか、どういう対策を持っているのか、まず最初に、その辺を伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

社会の高齢化に伴って、通院や買い物に行くことが困難な高齢者や障害者が、近年増加していると伺っております。介護保険制度においては、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活介護等において、送迎サービスが提供されているほか、車の乗り降りが困難な要介護者が通院する場合、通院等乗降介助として訪問介護サービスの1つに位置付けられております。また、本市では、福祉タクシー事業として、重度の障害者を対象に福祉タクシー利用券を交付して、タクシー代の一部助成を行っており、65歳以上の重度障害者へも利用券を交付しております。福祉タクシー事業につきましては、実施要綱にのっとり、重度障害者の福祉の増進を目的として、今後も事業継続をしてまいる所存でございます。

なお、移送サービスへのボランティアの活用についてでございますが、NPO法人や社会

福祉法人等の非営利団体による福祉有償運送が、平成17年度から始まっておりまして、現在のところ考えておりません。

○右山正美君

障がい者の方は、タクシー券ということであるわけですが、介護を受けている人、介護者の人の移動都というのかなり移動が大変だということで、やっぱりひとり暮らしとか高齢者とか、こういった住民のサービスをこれはどうするのかということ、これも検討してもらいたい。小回りのきく、そういった施策が必要ではないかと、このように考えているんですけど、そういったところが、市長、やっぱり市長が言われる高齢者サービスの中にこういったものも取り入れて、検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

同時に、有償があるから今のところ考えていないということですが、市の中には、車の運転の上手な方がボランティアをやりたいとかそういった人たちが、私は必ずいるのではないかとこういうふうに思うんですよ。こういった人たちを位置付けて、しっかりとそういった体制づくりをやっていく、こういうことも必要ではないかなというふうに思いますが、その辺はどうですか、市長。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁して、大変恐縮でございますけれども、福祉タクシー事業につきましては、実施要綱ののっとりまして、あるいは重度障がい者の福祉の増進ということを目的といたしまして、今後も事業継続はしてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○右山正美君

私は福祉タクシーのことを言っているんじゃないんですよ。福祉タクシーのことを。福祉タクシーとなりますと、許可が必要ですし、いろいろ制約があります。今の市民の高齢者の方、あるいは介護を必要としている人たちの移送の問題、どうするんだということを考えているんですよ。

だから、ボランティアでそういったことをやったださる方、あるいはいろいろな方がいらっしゃいます。そういった方々を活用しながら、市の介護を受けている人たちが安心して移動して病院に行ける、介護にかかれる、そういった施策を充実させていく必要がないかと、このことを申し上げているので、市長が高齢者を大切にするんだ、するんだと言っても、やっぱり口だけだったら絵に描いた餅になるでしょう。こういったことも1つつ少しずつやっていくのが、市の責任であり、責務であり、地方自治法の本旨に基づくわけですから。だから、その辺の移送についてしっかりと取り組んでもらいたいと。

何か担当部長がうなずいているから、ちょっとその辺についてどうなのか、答弁をもらいたいと思っております。

○市民部長（加藤多久美君）

今の問題につきましては、いわゆる交通弱者だとか買い物弱者だとか、いわゆる高齢者の方、障がい者の方のそういう問題が起きております。特に私どもは、今までは若年層が多い

ということで、この数年、高齢化率22パーセントを超えておりますので、顕著にそういう問題があらわれているのは、私ども担当としても認識しております。

これについては、いろいろな方法を考えて、実際行っている市町村もあるようでございますので、介護保険制度の中でとられることなく、一般行政施策の中においては、どのようになれるかについては、3年に一遍、高齢者福祉計画を見直しておりますので、次期の高齢者福祉計画の中でも、いろいろと市民のニーズを調査いたしまして、積極的に検討していきたいと、このように考えているところでございます。

○右山正美君

積極的に、そういったことも含めて進めていってほしいと。先ほど、丸山議員が言ったとおり、地域防災計画あるいは市で出している高齢者施策の中でも、そういった対策をやっていくんだというふうになっているけれど、実態とそぐわない部分というのはいっぱいあるわけでしょう。防災計画にしたって、高齢者の施策にしたって、やっぱりそこに一歩ずつ一歩ずつ近付けていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ、その辺の対応をこれからもとっていただきたいと、このように申し上げておきます。

時間がありませんので先に進みますが、このプログラム法案の中では、医療費の改悪問題にも触れなければなりません。入院の給付、給食費とか自己負担、70歳から74歳の医療費が、今まで1割だったのが2割になっていく。これは倍になっていくわけですね、医療費がですね。高齢者のそういった問題が、2014年、来年の4月から70歳の誕生日を迎えた人から段階的に医療費が2割負担になってくるわけでありまして。消費税8パーセントに加えて、高齢者は大変な負担増となるわけですが、私は、どれだけ、この八街では影響が出るのか、もう積算はできていると思いますけれど、その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

70歳代前半の被保険者に係る一部負担金の軽減特例措置につきまして、現役世代と高齢者世代との負担の公平性を確保するため、高齢者にも応分の負担を求めるという観点から、70歳から74歳までの被保険者が受けた療養に係る一部負担金の割合について、平成20年4月1日以後、1割から2割に見直すこととされました。しかし、高齢者の置かれている状況に配慮し、平成20年度から毎年度、特例措置を延長し、一部負担金の1割に相当する額を国が措置することにより、被保険者の一部負担金が軽減され、1割となっているものでございます。

現行の特例措置の期限は、平成26年3月31日までとなっております。その後の取り扱いにつきましては、現在、社会保障審議会において、段階的に2割負担としていくことも検討されていると伺っております。その場合、本市では、平成26年度中に約700人の被保険者の方が対象になることとなりますが、決定され次第、本市としましても遅滞なく対応してまいりたいと考えております。

○右山正美君

対策をしていきますという前に、いい方に対策をしていただければいいんですけど、現実的には、もう700人の方々が直接影響が出てくると。その700人の中には、あるいは医療を抑制される、現に行きたくても行かれない、こういう人たちも出てくるのではないかと、こういうように思いますね。ですから、そういった減免の問題、こういった問題もしっかりと進めていかなきゃならないというふうに思います。

もちろん、この国民健康保険の問題については、広域化の問題ももちろんあります。政府は、限度額の引き上げ、国民健康保険税の限度額の引き上げも検討しているわけですけど、その辺のことについての影響というのはどういうことなのか、その辺について伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁します。

現在、本市の課税限度額につきましては、平成24年度から医療分51万円、後期高齢者支援金分14万円、介護納付金分12万円の合計77万円としておりますが、平成26年度から、国において後期高齢者支援金分と介護納付金分の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げ、合計81万円とする方向の情報があり、本市においても国の動向を見極めた上で、条例を改正する予定でございます。

平成25年度国民健康保険税の4月1日基準日における課税限度額超過分は、医療分が294世帯、9千591万5千700円、後期高齢者支援金分が253世帯、2千124万2千524円、介護納付金分が54世帯、436万3千693円であり、同一基準日で課税限度額を引き上げた場合の超過分は、後期高齢者支援金分が172世帯、1千711万6千410円であり、412万6千114円の調定増となります。また、介護納付金分は40世帯、343万352円で、93万3千341円の調定増となります。

なお、この課税限度額の引き上げによって影響を受けることとなる世帯の所得金額といたしましては、夫婦・子ども二人の4人世帯での試算となりますが、後期高齢者支援金分では644万7千700円から762万4千200円、介護納付金分では1千13万円から1千213万円であり、かなり高い所得を有する世帯に対して影響を及ぼすもので、中・低所得の世帯に対する影響はないものと考えております。

○右山正美君

丁寧に答弁していただきましたけれど、限度額引き上げということは、これは影響額というのはほとんどないと言われましたけれど、下手をすれば市町村間で、底上げの引き上げにつながっていく、こういったことも懸念されます。限度額引き上げで、これは下の方の部分が引き上がらないようなそういった対策も必要かなというふうに思います。

それから、生活保護の問題について何うわけではありますが、生活保護法とか生活困窮者自立支援法のこの大改悪です。これもまた短時間で国会の中で強行審議されたわけでありまして。親族の扶養を事実上強制するなど、保護を申請する国民の権利を制限するなど、これは許される問題ではもちろんありませんし、憲法第25条にも抵触をするわけでありまして。

そこで、まず最初に伺いたいのは、基準額が引き下げられました。この影響と他の制度に連動しているのはどのくらいか伺いたと思いますが、この新聞報道は、帯広の市民の生活保護基準の施策について、51の制度に連動している。帯広市民は、人口が16万9千人なんですが、その4分の3に匹敵する市民の方々が影響を受けているということでもあります。八街で最初やったときに聞いたところでは、あまり影響がないようなことを伺ったわけですが、このように全国の市町村ではかなり連動して影響も出ておりますが、そういった問題について、どういう影響が出ているのか、連動してどのくらいのことに影響が出ているのか、その辺について伺いたしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁をいたします。

本年8月から実施されました生活扶助基準の見直しによる影響については、世帯構成や年齢によっても異なりますが、生活保護の受給世帯の大半で減額となり、最も大きい引き下げは7人世帯の月額約7千600円でありました。7月分と8月分の生活保護費を比較すると、全体で41万5千円程度の減額となっており、平成25年度においては330万円ほどの歳出減が見込まれます。また、この見直しにより生活保護を脱却することとなるのは、生活扶助のみならず、諸扶助も含めた最低生活費を収入が上回る場合であり、本市においてはそのようなケースは見受けられませんでした。

次に、他制度への影響についてでございますが、障がい福祉サービスや介護保険サービスなど、住民税限度額を参照としている制度は多岐にわたることから、住民税の非課税限度額が変更された際には、これらのサービス利用に影響が生じる恐れがあります。しかしながら、住民税の非課税限度額については、平成26年度以降の税制改正において対応するとされていることから、現時点での他制度への影響については掌握できておりません。

続いて、扶養義務者の扶養の可否を確認するための扶養届書において、照会される扶養義務者に対して、扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認される恐れがある表現が使用されていたことについては、既にシステムを改修し、指摘された文言を修正しております。

今後は、関係者各位に誤解を与えることのないよう、適正な生活保護行政に努めてまいりたいと考えております。

○右山正美君

ほかの市町村で影響が出ているのに、我が市だけほかにも全然影響がないということじゃ、私はないと思いますよ。しっかりとほかのところでは、もう51に連動して影響が出ているという調査結果が出ているわけですから、やっぱり、その辺もちゃんとしっかりと調べる必要がありますし、連動して引き下げられる影響額というのは、一人7千600円、生活保護では生活扶助費から出ているって、7千600円一人だったら大変な金額だと思いますよ、扶助費でね。生活保護費の扶助費の中で、生活扶助費の中で7千600円ですから、これは大変な金額だと思います。1千円だって大変ですから。その辺のところはしっかりと酌んで、調査していただきたいと。

時間がありませんので、先ほど言いました親族の扶養の問題、これはもう憲法違反であり、25条に抵触すると、厚生労働省もそれを認めているんですよ。この各地で親族に調査票、生活保護改悪案、先取りを追求した小池晃議員のあれもありますけれど、やっぱりこれはやっってはならぬということなんですよ。

申請については、2000年当初の当時厚生省は、扶養が前提であるような調査見本を作成し、全国の自治体に送付したわけでありましてけれども、この取り扱いはどうしたのか。その辺はどうですか。

○市民部長（加藤多久美君）

ご質問の案件につきましては、その文書自体が親族扶養が前提という文言を使っていたということで、私どもの方も、平成14年8月から同じシステム会社ということで同じ文書を発送したところがございますが、今回、そういう指摘がございましたので、直ちにシステムを改修しまして、適正なる文書をつくって扶養照会をしているところでございます。

○右山正美君

これは、担当課でもそれは必死にちゃんとやっていると思うんですけど、やっぱりこれは法に触れる、25条に触れることをやっちゃならないですよ。今までも親族といえますか、そういった形では、八街はそれで出しているわけです。やっているわけですから、そういうことはやっってはならないと思います。その辺をしっかりと踏まえてやっていただきたいと思います。

担当課を褒めるわけじゃないですけど、介護保険にしたって社会福祉課にしたって、職員は職員の立場でしっかりやっていますけれど、もう一度市民の立場、小回りのきく施策、あるいはそういった形で、いかにして住民サービスを進めていくのか、この辺をもうちょっとしっかりと討議しながら執行部は力を合わせてやっていただきたいなど、こういうことを。

大分残しましたけれど、一問一答もいいんですけど、時間の制限があって、答弁者もしっかりとじっくりと答弁したいというような気持ちもひしひし受け止めていますので、質問と答弁の時間はちょっと考えて、答弁者の時間はなしにして、答弁者も言いたいことがいっぱいあるだろうから、私に対しても。だから、その辺はしっかりと議運の中でも考えていていただきたい。制度的にはいいかもしれませんが、時間が問題ですので。市長だって言いたいこといっぱいあるだろうと思います。

以上で終わります。

○議長（林 修三君）

以上で日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

次に、古場正春議員の個人質問を許します。

○古場正春君

質問をさせていただきます。

自然界ではたくさんの方がいるわけですよ。風が吹いて家が壊れたとか、竜巻がきて家が飛んでいった。だけど、今回はやっってはならないことを八街市民がやっちゃった

わけです。飲酒運転、それから中学生の事故ということで、八街のまつりで飲酒し、車を運転し、中学生をはね、逃走したと、飲酒運転ひき逃げ事件があったことを、テレビや新聞でマスコミの大々的な報道で市民は全員が知っている。本当に八街市の汚名、はじをかかされたことですが、そこで、八街市のまつりで飲酒運転ひき逃げと、安全安心なまちづくりということで、質問させていただきますけれど、この安全安心なまちづくりは、今度のこの一般質問を見ますと7名の方が、ここで質問、取り上げておられるんですね。

平成25年3月3日の八街の祭りで、飲酒運転ひき逃げ事件が起き、八街市のまち起こしの観点から祭りを応援したと思います。そこで、八街市はどのように考え指導しているのか、お伺いいたします。

次に、今までは、祭りと言えばお酒はつきものだと。だけど、こういう事故が起きたからには、本当にこれは許されるものではないと思います。それで市役所で饗宴があり、夕食をとるんですけど、昼食のときに一杯お酒をいただくというのはいいんですけど、そこでかたまって一気に飲みするような体勢をとってお酒を飲んでいたということも、お聞きしております。

そこで、公共財産の使用に対し、見直しはあるのかと。

次に、今回の飲酒運転のひき逃げ事件の被害者である中学生が、深夜10時30分近くに自転車へ乗って外出した点を、学校はどのような教育指導しているのか、お伺いいたします。

○議長（林 修三君）

古場正春議員に申し上げます。先ほど11月を3月と申しましたが、11月に訂正させていただきます。

○市長（北村新司君）

質問事項1、安心安全な街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、飲酒運転による交通事故は、平成18年8月に、福岡県で幼児3人が死亡する飲酒事故が発生するなど、大きな社会問題となり、その後、各方面の取り組みにより、減少傾向にあります。依然として飲酒運転による、悲惨な事故は後を絶ちません。平成19年9月に飲酒運転の厳罰化、平成21年6月には悪質・危険運転者に対する行政処分が強化されました。また、今国会におきましても、悪質かつ危険な自動車運転により、人を死傷させた者に対する新たな罰則の創設等を目的として、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案が11月20日に参議院で可決し、同月27日に公布されております。

しかしながら、幾ら罰則等を強化しても、飲酒運転を根絶させるためには、市民一人ひとりが飲酒運転を絶対にしない、させないという強い意志を持っていただくことが、重要であると考えております。市としましては、春夏秋冬の交通安全週間中に街頭啓発等を実施しておりますが、本年も12月10日から31日まで、「～許しません飲酒運転許す人～」をスローガンに、第一に、飲酒運転撲滅を重点目標に掲げ、千葉県下一斉に冬の交通安全運動を実施いたします。この間、広報等で周知するとともに、同月18日には、警察を始め交通安

全関係団体と協力しまして、イオン八街店前、国道409号交差点におきまして、ドライバーの方などに直接啓発を行う予定となっております。

なお、市職員におきましても、私から、あらゆる機会を持って、安全運転の励行と交通事故防止について、強く注意喚起を行っているところであります。

今後、警察や交通安全関係団体、地域の皆様との連携をさらに強くし、飲酒運転を絶対にしない、させないという強い意志を、市民一人ひとりに持っていただき、悲惨な事故を根絶できるよう、訴えてまいりたいと考えております。

次に、②ですが、行政財産の使用許可条件といたしましては、規則に定められているとおり条件を付して許可しているところでございます。

○教育長（川島澄男君）

次に、③ですが、千葉県青少年健全育成条例第23条には、「保護者は、特別の事情がなければ、深夜午後11時から翌日の午前4時まで、青少年を外出させないよう努めなければならない」という条文がございます。教育委員会や学校でも、千葉県青少年健全育成条例に準じて指導にあたっております。

○古場正春君

厳しく、飲酒運転を取り締まるということでもございましたけれど、私がこの議会に入ったときに一番驚いたのは、へえ、何で学校で酒を飲ませるんだと、一番びっくりしましたよね。入学式や卒業式が終わると控室にお酒が。それで、中央中学校の武道館、そのときに質問するぞと言ったら、いや、もう二度としませんということで、二州小学校の落成式に、またお酒が出ましたね。それで、なぜ出すんだと言ったら、1本です、一人にと。飲まない人もいるから2本、3本飲む人もいるわけです。それで、帰りには飲酒運転で帰る。こういう学校内でお酒を飲ましたと、教育委員会で飲酒運転を許していたわけです。それは昔のことといっても、まだ最近なんですけれども。

それで、だんだんこの飲酒運転が厳しくなりました。高速道路で高知のトラックが追突して、その運転者が飲酒運転していたと。それからずっと厳しくなって、もう絶対飲んだら車に乗っちゃいかんと、帰るときは代行というのがあるわけです。これは今はどこにも。それから家族の人も迎えに来られるわけです。

それで、この事故なんですけれど、事務局から第一報が入ったのは10時30分頃で、第一報が入ったんですけれど、これは正確な時間は何時だったのでしょうか。事故った時刻は。

○教育次長（長谷川淳一君）

9時50分頃と聞いております。

○古場正春君

事務局もちょっと間違っただけでファクスしたと思うんですけれど。9時50分、これは1つの深夜ですよ。その5人の方はどこに行こうとしていたのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

5名の女の子、同じ方向に帰るということで、一緒に帰っていたということだと思います。

けれども、ただ、交進学区と実住学区と学区が分かれていることもあって、遠い子を先に送って帰るというようなことで、9時50分ぐらいになったというふうに聞いております。

○古場正春君

その事故のけがの程度というのは、どういうけがをしたのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

1名の子が大腿部骨折で全治6カ月ということでございます。あと4名の子は、ほとんど外傷なしの子が1名と、あとは軽傷だというふうに報告を受けております。

○古場正春君

6カ月の重傷ですよね。大変な事故でございます。これに対して、教育委員はどういう、事故った生徒たちに対応をしているのか、お尋ねします。

○議長（林 修三君）

古場正春議員に申し上げます。ただいまの質問は質問通告にない内容です。また、市の行政事務の範囲を超えていますので、注意をします。

○古場正春君

この事故に対して、市または教育委員会は何か責任はとられるのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○教育次長（長谷川淳一君）

責任とおっしゃいましたけれども、特に責任というほどのことではない。特に考えておりません。

○古場正春君

やはり、子どもを教育するにあたって、こういう深夜に自転車で事故に遭われるということに対して、本当に事故ったのです。6カ月の重傷ですよ、に遭われたわけです。それに対して、いかがですか。

○教育次長（長谷川淳一君）

ちょっと質問の趣旨と離れるかもしれませんが、教育委員会としましては、夏まつり、またこういった祭礼の際には、各小中学校、高校と連携をして、また警察と連携して、先生方がパトロールといいますか、声かけ運動、見守り活動を行っております、そういう事故のないように十分注意を払っておるところでございます。

○古場正春君

わかりました。では、安全で安心して住める街づくりをよろしく願いいたします。これで終わらせていただきます。

○議長（林 修三君）

以上で古場正春議員の個人質問を終了します。

それでは次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

それでは、私は、市の表彰制度、道路交通問題の2点についてご質問をいたします。

憲法前文で宣言しているように、主権在民の政治行政を目指す上で、情報公開、市民参加、行政の意識改革と議会の近代化はとても大切であると、このように考えております。情報公開法の成立で行政の情報公開が進み、国民の知る権利は大きく拡大をいたしました。秘密保護法は、政府の都合の悪い情報を秘密に認定するというもので、情報公開に逆行するものであり、成立すれば公務員が萎縮し、情報がさらに出にくくなってまいります。

11月25日、福島県で行われた公聴会で、自民党の推薦者を含む7人全員が反対したにもかかわらず、衆議院で強行採決されたことは、民主主義を愚弄するものであり、地方行政に与える影響も大きく断固反対せざるを得ません。

一方、NPO法の成立によって、市民の政治参加が進み、行政と住民の間の距離が身近なものとなりつつあります。協働の担い手である住民の存在価値はますます高まっています。職員や協働の担い手である住民のモチベーションを高め、住民サービスの向上を図る上で、表彰制度の充実は必要不可欠であると考えております。

表彰制度は、明治以来、行政は役人のものという古い考えを象徴する内容になっており、住民本位の制度に改革することは、行政の意識改革をしていく上で重要であります。

そこで、表彰基準の、①1項、2項について、これは市議会議員と市長等でございますけれども、削除をしてはどうか。②防犯、環境整備、子どもの見守りなど社会奉仕活動に対する賞、こうしたものを創設をしてはどうか。③区や学校、各種団体からの推薦制度のルール化を図るなどして、市民本位の制度に改革すべきと思うがいかがか、お伺いいたします。

次に、道路交通問題についてお伺いいたします。

八街市は、昭和50年代から人口の増加が始まり、平成5年には年間4千37人も増え、平成18年には、総人口7万7千661人に達し、人口の伸び率は全国1、2位を争った時期もございます。急激な人口の増加は、何といたっても都市計画の未整備からミニ団地などの乱開発が進んだことであり、この年代に開発された団地は、年月の経過とともに、道路や排水側溝などの傷みが激しく、生活環境が悪化している団地が随所に見受けられます。こうした団地の生活環境を整備、支援する制度の創設が求められています。

そこで質問ですが、①県内の私道整備に関する助成制度の現状はどのようになっているのか。また、②八街市でも私道整備助成制度の創設を求めるが、いかがかお伺いをいたします。

次に、平成23年6月議会で、①八街バイパス5区大関入り口交差点の先行整備を県に求めてほしい、このように質問をいたしました。その後どのようになっているのか、お伺いいたします。

最後に、11月18日から27日までの予定で、デマンド型タクシー試験運行が行われました。登録件数、利用者数などの結果、その分析と、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、市表彰制度について答弁いたします。

(1) ①②③につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

本市では、八街市表彰規程を定め、表彰の対象を市政の発展及び福祉の増進等に寄与された方、また市民の模範となる行為をされた方と定めております。表彰対象者の基準につきましては、表彰規程の第2条第1項に8つの項目が定められており、その1号と2号に市議会議員、市長、副市長及び教育長の職にあること12年以上の者を対象とする旨を規定しております。他市等の状況を見ましても、ほとんどの自治体が同様の扱いをしており、市政の発展及び福祉の増進等に寄与された方という観点からも、表彰は適当であると考えており、削除することは考えておりません。

また、第6項に、「市の公益及び振興発展に尽力され、功労の顕著な方」、さらに第8項には、「前各号に掲げる方のほか、特に功績が顕著であって表彰することが適当であると認められる方」も対象とすることが定められており、ご質問にありました防犯、環境整備、子どもの見守りなどの社会奉仕活動に貢献された方につきましても、同項に該当されるとして表彰の対象とさせていただきます。

次に、推薦制度のルール化についてでございますが、現在、表彰者の推薦につきましては、市役所各課、各区、各学校に依頼して該当される方の報告をお願いしており、推薦いただいた方の中で表彰規程に該当されなかった方につきましては、別に、各課等から感謝状の対象として推薦のあった方とともに、後日、感謝状の贈呈をさせていただきます。

なお、ご質問にはございませんでしたが、本年度から八街市表彰及び八街市教育委員会表彰の実施方法を一部変更させていただきました。主な変更点につきましては、本市職員及び教職員の表彰を八街市表彰から除いたこと、スポーツ・芸術・文化に係る表彰につきましては、大会等が概ね終了した後に開催することの、2点でございます。また、本年度のスポーツ・芸術・文化に係る八街市表彰につきましては、来年2月上旬の開催を予定しており、後日ご案内させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、質問事項2、道路・交通事業について答弁いたします。

答弁にあたりまして、八街市道との混同を避けるため、あえて私道という表現をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

(1) ①ですが、県内36市の私道に対する助成制度について調査をしたところ、制度がある市は17市、制度がない市は19市でありました。なお、印旛管内及び近隣市町では、佐倉市、成田市、四街道市、白井市、酒々井町、山武市が要綱等を設置しており、富里市、印西市、栄町、東金市は設置しておりませんでした。

次に、②ですが、現在、私道の整備といたしましては、砂利道は、一定要件を満たせば、区長等の申請により、砕石敷きならしを行っておりますが、舗装道については行っておりません。しかしながら、舗装修繕には多額の費用がかかることは認識をしております。そこで、市では、道路用地寄附事務取扱要綱を設置し、私道を受け入れ、安心した市民生活の確保に努めております。その内容は、寄附受け入れ条件を八街市市道認定要綱に適合することを基本とし、私道受入審査委員会が審査し、受入を決定した道路につきましては、八街市が所有権を持ち、市道として管理するようにしております。

現在、市では約496キロメートルの市道を管理しており、その修繕に多額な費用が必要であることから、私道整備助成制度については、設置する考えはございません。今後、市道整備を優先した上で、市の財政状況を十分勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)①ですが、大関入り口交差点付近につきましては、関係地権者のご理解、ご協力をいただき、交差点北側から八街幹部交番までの区間の用地買収が完了し、順次移転していただいているところでございます。また、当該交差点から、市道三区35号線の交差点までの区間について、平成28年度に暫定2車線での供用を目指していると県から聞いております。市といたしましては、県と連携し、引き続き、全線開通に向け、残りの区間につきましても、関係地権者との用地交渉に鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、(3)①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

今回のデマンド交通試験運行につきましては、本市が設置しております八街市地域公共交通協議会において、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金のうち、地域公共交通調査事業の採択を受け、ほぼ事業費全額を国庫補助金により実施したものでございます。

試験運行の期間を11月18日から27日までの10日間とし、運行区域につきましては、路線バス都賀線の廃止を見据え、夕日丘区の一部、西林区の一部、岡田区、用草区、根古谷区、希望ヶ丘区を利用区域に設定しました。

料金は、試験運行であり、できる限り多くの方に利用していただくため無料といたしました。また、運行車両につきましては、セダンタイプのタクシー車両2台でございます。

試験運行の条件として、デマンド交通の本来の特徴ではありますが、設定の区域内であれば、ドア・ツー・ドアで利用いただけますが、区域外の乗降場所としては、八街駅、榎戸駅、市役所、ふれあいターミナル、八街総合病院及び近接するバス停とし、その他の場所に行かれる場合には、乗降場所での乗り換えが必要となる条件設定で実施をいたしました。

利用にあたっての手续でございますが、まず、登録するために企画課に連絡をいただきます。登録の翌日からタクシー会社への予約が可能となります。予約にあたりましては、デマンド交通の運行システムなどは導入していないことから、全てオペレーターを通した手作業での配車となるため、利用の前日までに予約していただくことといたしました。

登録状況でございますが、11月27日までの実績では、夕日丘区6人、西林区9人、希望ヶ丘区14人の合計29人でした。そのうちの年齢階層としては、20歳から60歳未満の方が8人、60歳代が4人、70歳代が13人、80歳代が4人でした。

次に利用状況でございますが、11月27日までの状況では、往復を含めた利用者数は、延べ49人でしたが、10日間の利用人員で見ますと、利用合計は30人でありまして、そのうちの地域別では、夕日丘区が6人、西林区が9人、希望ヶ丘区が15人でした。また、目的地別では、八街駅が15人、榎戸駅が一人、市役所が8人、ふれあいターミナルが一人、八街総合病院が5人でした。

仮に、1回の運賃を300円と仮定いたしますと、今回の運賃収入は1万4千700円と

なり、委託料66万1千500円と比較しますと、収支率は2.2パーセントとなります。

現在、利用された方にアンケート調査をお願いしておりますので、これらの試験運行結果等を踏まえまして、地域公共交通総合連携計画の策定の中で反映してまいりたいと考えております。

○議長（林 修三君）

会議中でありましたが、先ほど市長が間をとっていただき、ちょっと時間がたちましたが、火災が発生したためでございます。

ご報告をいたします。

場所は八街市泉台二丁目6番9号、児童クラブ付近での建物火災でございました。報告をいたします。

会議を続けます。

それでは、桜田秀雄議員。

○桜田秀雄君

質問時間を中断しましたけれども、これは、この時間はどうするのでしょうか。

それでは、再質問をさせていただきます。

順不同になりますけれども、私道の整備助成制度についてお伺いをいたします。

先ほど市長の方から、現在は無理であると、しかしながら今後の財政状況を考えて検討をすると、模範回答中の模範回答をいただきましたけれども、各団地とも本当に今高齢化が進んでいるんですね。ひとり暮らしや生活保護世帯などの増加で、お金を出し合ってみんなでやろうと、こういう自力でやっていくということが大変難しいと、こういう今時代に、八街も入っています。

例えば、平成25年度の当初予算、土木費は13億2千万円でございます。そのうちの1パーセント、1千300万円を私道の助成制度に振り替えることで、例えば道路幅員6メートル、そして1メートルあたりの積算単価を8万8千円といたしますと、150メートルほどの舗装が可能でございます。例えば半額助成ということになります、その倍、300メートルの舗装が可能になります。ミニ団地でいうと2カ所あるいは3カ所、このくらいは年間対応できるのではないかと、このように思うわけですが、佐倉市、先ほど話がありました。千葉市でも最近条例ができました。佐倉市などでは、生活保護世帯の負担分を市が持つことで、事業が円滑的に進むようにしています。住民に可能性という夢を提供することも行政の大きな役割と思うんですが、その辺、再検討を願いたい、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

私道の補助ということでございますけれども、今現在でも市で管理しております市道につきまして、幹線から整備しなければならないところがたくさんございますので、市長答弁にもございましたように、現在のところは、私道の補助については考えておりません。

今後、市道整備を優先した中で、市の財政状況を勘案して検討してまいりたいと考えてお

ります。

○桜田秀雄君

先ほどの市長答弁の中でも、17の自治体が既に取り組んでいると。これは、佐倉市はもう昭和50年代に多分できたと思います。千葉市はごく最近できましたけれども、ぜひ、こうした八街の現状、皆さんもよく知っているわけですから、ご検討を願いたい、このように思います。

また、バイパスの大関信号の関係ですが、昨年質問してから、ある地権者が、県の担当者が用地買収に来ましたと。そして私も応諾をいたしました、こう言っておりました。その中で、僕は大変残念な話を聞いたんですね。というのは、県の職員が地権者に対して、こんなところで商売したってどうしようもないのだから、協力してくれと、こういうお話でした。これは、言われてみれば私もある程度理解できるんですけども、しかし、やっぱり用地買収問題というものは、一度こじらしてしまいますと、もう手が付けられなくなります。これは県の職員の対応ですからここで言っても仕方がないんですが。

これは副市長にお伺いします。その人が買収に応じて、バイパスはいつ頃完成するんですかと、こうおっしゃったそうです。そうしたら、県の担当者は、八街に使う金なんかはないよと、こう対応されたそうです。その人は、ああ、やっぱり空港問題がまだ響いているのかなと、こういう感想を漏らしておられましたけれども、県には、そういう八街蔑視のあれというのはまだ残っているんですか。

○副市長（小澤誠一君）

では、私からご答弁申し上げますが、まず、八街バイパス、この件に関しましては、私も、非常に県と密接に関わる八街市にとって重要な事業だというふうに認識しております。そうした中で、一部開通して、その後どうなるんだということで、この議会でも、またいろんな地域に出向いたときにも、バイパス事業についての心配の声はかなり聞いております。

やはり、事業者である県と協議を重ねてきた中で、北村市長、そして関係の議員の方のご尽力等によりまして、市長がご答弁申し上げましたように、暫定ではございますけれども、平成28年度に開通すると。いろいろ排水の問題等もあります。そうした中で、県として精いっぱいといいますか、バイパスを少しでも動かすという中で、バイパス事業が動いてくるということで、私としても、正直、少しは胸をなでおろしているという状況でございます。

用地買収の職員がどういったことを言ったのかということは、全く私承知しておりません。ただ、県もこの事業には力を入れて、一日でも早いバイパス事業の完成ということで、取り組んでいるということの中での、どういったやりとりかはわかりませんが、進めているというふうに認識しております。

また、空港問題で八街という問題も、私は少なくとも県庁にいるときに聞いたことはございませんでした。こちら八街に来て、私は初めて聞いたという状況でございます。それで、確かに昔そういう話があったのかなというようなことは、何か雑談の中では出てまいりますけれども、少なくとも私はそういう認識は持っておりません。

以上です。

○桜田秀雄君

現にそういう発言があったということは事実でございまして、もしそういう雰囲気があるのであれば、ぜひとも、八街蔑視的なことはなくしていただきたいと、このように思います。

次に、デマンドタクシーについてお伺いします。

先ほど市長答弁の中で、収入と経費の関係、大変な差がございまして。八街市の財政状況を考えますと、補填型の方式が、ほとんど今のところでも補填型だと思うんですが、将来支えきれなくなる事態も危惧されます。私は、この数年タクシーにあんまり乗ったことはありませんけれども、例えばセダン型のタクシー、これに他人の方と一緒に乗ると、こういうことには、大変やっぱり抵抗を感じます。

市内には、いわゆるボックス型のタクシー、これは全国で普及してはいますが、市内ではボックス型のタクシーを所有しているところはないように聞いております。

あるとき、業界関係者の皆さんに、例えば大きな団地、主な団地、ここにタクシーのプールするところをつくって、そこから定期的に主要な箇所には運行すれば、利用者が増えるんじゃないかと、こういう提言をしたことがございまして。協議会の中にもそういう事業者がいっぱい入っておられますので、民活によるデマンド型のタクシー、こうしたことも検討していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

デマンド交通、今回は試験運行ということで、あくまでも地域公共交通連携計画、これを策定していくためのステップということで行ったものでございまして、必ずしも導入を前提としているということではないので、その辺はご理解をいただきたいと思いますが、そういった中で、非常にそのデマンド交通に期待する声が大きいのという事実でございまして。

そういった中で、デマンド交通の運行形態の1つとして、例えば地域が主体となって運行するということもあるようですので、実際にそのデマンド交通を導入していくとなれば、その運行主体をどこにするかということも、1つの検討課題にはなるんだろうというふうに思います。

○桜田秀雄君

それでは、市の表彰制度問題についてお伺いをいたします。

市民の表彰制度と職員の表彰制度の分離、これについては、昨年12月の議会で質問させていただきました。昭和34年にできた本制度でございまして、53年ぶりの改革、こういうことになろうかと思っております。北村市長の強力な指導力に感謝を申し上げたいと思っております。

11月28日ですが、社会福祉大会が開催されました。福祉関係で貢献された147の個人及び団体が表彰されました。社会福祉関連では、社会福祉協議会等による充実した表彰制度がございまして。ここでは市の表彰制度、職員表彰制度について、その充実について何点か

ご質問をしてみたいです。

まず、第1点目ですが、表彰状、これについて、威厳を重んじると、こういうことは私も理解できるんですが、例えば八街のピーちゃん・ナッチちゃん、この図柄を入れて、カラフルにすると、そういうことも1つの策と考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

貴重なご提言であるとは思いますが、今、議員さんが自らおっしゃったように、その威厳の問題もごさいますので、その辺は慎重に検討すべきだというふうに思います。

○桜田秀雄君

教育現場ではさまざまなそういう制度があると思うんですが、教育現場で、私は卒業証書にもこのピーちゃん・ナッチちゃん、入れてもいいんじゃないかと、そのくらいの斬新さを持って対応してもいいのではないかと、このように思うんですが、教育現場としてはいかがですか。

○教育次長（長谷川淳一君）

先ほど総務部長お答えしたとおり、学校関係でも同じように考えております。今のところは考えておりません。より慎重に検討しないといけないものだと思っております。

○桜田秀雄君

今のところは考えていないということですが、ぜひ、そういうことも行政の意識改革につながっていくと私は思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、表彰の方法についてお伺いします。

第5条でその内容が決められておりますけれども、表彰者について、その行い、事績は八街市の広報に公示をすると、こうなっております。これは八街市の広報、八街のことだと思うんですが、今回12月1日に発行されましたこの広報紙、私はこれを見て唖然としたんです。なぜかはわかりますか。

1点目は、見てわかるように、誰がどなたかわかりません。正直言って。顔が小さくて、暗くて、写真の写りが悪くて。2点目は、僕もよくわからないのですが、これは、後方に並んでいるのが表彰を受賞された方ですか。その辺ちょっとお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

広報に写っている写真の中で、表彰を受けた方は後方に写っている方々でございます。

○桜田秀雄君

表彰者が後ろにいて、いわゆるサポート役が前面に陣取っていると。これは私は本末転倒ではないかと思うんですよね。主役は誰なんですか。お伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

主役ということになれば、当然、表彰を受けた方だと思います。

○桜田秀雄君

そういう考えがあれば、誰がこのような席順を決めたのかわかりませんが、そういう配慮があつて当たり前じゃないですか。来賓者が前にどろっと並んで、主役である人が一

番後ろに並んでいる。本来、表彰は市と教育委員会ですから、市長と教育長がいれば、私はいいと思うんですよね。そして写真を大きく写して、皆さんの顔が見えるようにすると、こうすべきだと思うんですが、どうですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘も、そのようなこともあろうかと思えます。ただと言いますとお叱りを受けるかもしれませんが、ご承知のとおり、今年度から表彰の形式を変えたということで、前年度までかなりの方の表彰をしていたという形で、このような形で中央公民館で写真も撮っていたということがありまして、そういった経緯もあって、このような形になってしまったということもありますので、その辺については、ぜひ検討はさせていただきたいと思えます。

○桜田秀雄君

規則では、その人の行い、その事績を広報で公示をすると、こういうふうになっております。事績を公示するという事は、具体的な業績を市民の皆さんにわかるように知らせる、こういうふうに私は理解をしているんですが、どうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに、言葉をそのまま捉えればそのようなことになろうかと思えます。ただ、今回といいますか、広報でのご紹介ということになりますので、この文面の中で、文字の中で市政の発展に尽力された方をたたえるということで、そこに表現をさせていただいたということと、当然、その広報という性格が、なるべく多くの情報を皆さんに伝えるということで、紙面に限りもございますので、このような形になったということでございます。

○桜田秀雄君

規則でこうしますと書いてあるんですよ。この内容では、誰が、何のために、どういう実績があつて表彰されたのかわかりませんよね。なおさら、写真はあります、しかし名前はこちらにまた別にあります。名前と顔、これは一致しないと思うんです。市民の皆さんがこれをごらんになって、誰がどなたでどういう内容で表彰されたのか、わかならないと思うんです。そのために規則が、私はあると思うんですよ。その辺、もう一回、答弁願います。

○総務部長（浅羽芳明君）

なかなか、この広報の中でそこまで表現をするというのは、非常に難しいということはおご理解をいただきたいと思えます。

ただ、規則といいますか、規程ということになろうかと思えますけれども、そこで公示するという形で、今はこういう形で広報でお知らせをしておりますが、その方法、先ほども申し上げましたように、今回は7名、8名の方ということで、少なかつたこともありますが、表彰される方が多くなりますと、なかなかそこも紙面におさまりきらないということもございまして、その辺もご理解をいただきたいと思えます。

○桜田秀雄君

それで、今後、検討していただけると。そして、お名前と顔が一致をすると、そしてその人がどういう実績で表彰されたのか、簡略でも結構ですからわかるような方法でご検討をお

願いたいと、このように思います。

次に、表彰基準1項、2項の削除については、市長答弁の中で、それは考えていないと、こういう答弁でございました。前市長は4期16年務められました。しかし、私の中には表彰されたという記憶は残っておりません。仮に対象者になっても私は辞退しますと、さきの議会でも申し上げましたけれども、前市長は辞退されたんですか。

○市長（北村新司君）

長谷川前市長につきましては、16年間、市長の職を務められたことから、八街市表彰規程第2条第1項2号に、市長、副市長及び教育長の職にあること12年以上の者と定めた表彰基準を満たしております。しかしながら、前市長につきましては、叙勲の対象者として推薦等の手続を進めていたことから、これまで市表彰を見送ってきました。そうした中、先般、旭日中綬章を受章され、叙勲に関する一連の手続等が終了したことから、現在、次回の表彰に向けた準備を進めておるところでございます。

○桜田秀雄君

私は基本的には、市長も我々議員も、これは自ら立候補して、適正な対価を得て働いているわけですから、そして、我々の仕事はそうした条例や規則、こういうものをつくって市民の皆さんにその義務を負わせると、そういう立場にいるわけですから、ぜひともこの辺は削除を願いたいと、このように思いますし、また表彰規程にある以上、やはり前市長を、基本的には削除を求めますけれども、現の規則に中にあるわけですから、前市長をぜひ次の機会に表彰するべきであると、このように思いますが、いかがですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

長谷川前市長の表彰の取り扱いにつきましては、先ほど北村市長から申し上げたとおりということで、次回の表彰に向けた準備を進めているところでございます。

それと矛盾するようでございますけれども、現規程にあるからということでお話がありました。私どもとしては、これも先ほど市長が答弁しましたように、市政の発展及び福祉の増進に寄与された方ということで、議会の議員、それから市長、副市長、教育長に関しては、一定の期間ということで12年間ですが、職にあった方に対しては、功績が顕著であったということで、表彰することは適当であるというふうに考えておりますので、削除するつもりはございません。

○桜田秀雄君

それでは、表彰制度の新設についてお伺いをいたします。

ここに、これはある町で、子どもたちのきめ細かな表彰制度をつくって子どもたちを伸ばしていこうと、こういう条例を作ろうと、そういうたたき台のプリントでございますけれども、ここでは、きめ細かな表彰制度の充実ということで、この資料を参考にしながら質問をしていきたいと、このように思います。

括弧の中は私が記載をしたものでございます。ですから、例えば目的、これは協働の担い手である市民のモチベーションを高め、住みよい八街を作ることを目的とすると、このよう

に置き替えていただいて、また、(2)については、対象者を市民と。(3)の表彰の種類については、行政功労章、環境章、奉仕章、善行章、特別賞、これは仮でございますけれども、このような形にしていくのも1つの案ではないかと。そして、推薦からの表彰までの流れについては、これは自治体等各種団体などからの推薦手続、表彰の流れを明確にして、隠れた人たちを吸い上げていくと、こういうふうにしていったらどうかと、これは私の考えですが、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

このことにつきましては、今、初めて見させていただいたということでございますし、私どもには既に表彰規程がございます。また手続の要領をもございますので、現行では、私どもとしては、今の制度にのっとって継続をしていきたいというふうに考えるところでございます。

○桜田秀雄君

私の求めている表彰の改革は、こういう細かな、やっぱり陰に隠れた人たちを吸い上げていくと、これが本来住民本位の行政の仕事ではないかと、そういう立場からこのような考えを持っていることを、今日紹介しておきます。

次に、職員の表彰規程、これは新たに変わりましたが、民間企業では、提案や表彰制度、これを組織のモチベーションを高める企業の戦略、このように位置付けているところがあります。私も長い間サラリーマンをやってきました、私の会社でも月に2件出さないと、こういうことがありました。新聞報道などでご存じだと思うんですが、郵便局、今郵便局の中で、例えば年賀状一人8千枚売りなさいと、このノルマが達成しないと昇進試験も受けられませんと、こういう厳しいものになっています。

先日もある親御さんが家に来まして、何とかしてほしいと来ましたが、これは私の管轄じゃありませんから難しい話なんです、こうしたノルマや例えば提案など、ノルマや強要が逆効果になりますので私も絶対に避けなければいけない、このように考えては思いますが、業務の改善や功績、あるいはこうした問題については、積極的に表彰し、組織内のモチベーションを高めていく、こういうことが市民のサービス向上につながっていく、このように思っております。

今回の改正で、改善点はあるのかどうか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

職員表彰につきましては、勤続年数というのもございますが、それに加えて、業務上それなりの能力発揮等、功績のあった者についても表彰をできるような規程になっております。

○桜田秀雄君

職員の自発的かつ積極的な行動については、どっちにしても表彰して、褒められて悪い気持ちの人はいませんので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。このことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（林 修三君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問はこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。

（延会 午後 2時20分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第11号

提案理由の説明

2. 一般質問